

OITA SHINREN REPORT 2026

JA大分信連レポート



大分の豊かな未来を
地域と共に。





経営管理委員会会長

麻 生 俊之輔



代表理事理事長

後 藤 文 生

ごあいさつ

皆さまには、平素より大分県信用農業協同組合連合会（JA大分信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年に設立以来、大分県農業の振興と農家経済の安定向上、地域社会の発展に貢献することを基本に、会員と密接に連携をしながら、金融面から支援する地域金融機関として、着実な業務展開に努めてまいりました。

ここに、当会の経営方針、組織・業務の内容、令和7年度の業況などについてご紹介するため、ディスクロージャー誌「JA大分信連レポート」を作成いたしました。

本誌によって、皆さまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会におきましては、JAバンクの一員として基本的使命と社会的責任を果たすため、リスク管理の徹底とコンプライアンス（法令等遵守）の実践に取り組むとともに、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めてまいり所存でございます。

今後とも、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるJA大分信連をめざし、役職員ともども努力してまいり所存でございますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年7月

目次

JAバンク大分とは	1
当会の考え方	3
主な事業の概要	11
地域貢献情報	14
業務のご案内	19
信連の概要	23
ご案内	26
資料編Ⅰ	27
資料編Ⅱ	48
役員等の報酬体系	63
索引	64

本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

発行 令和8年7月

編集 大分県信用農業協同組合連合会
(管理部企画管理課)

〒870-0846 大分市花園三丁目2番17号
TEL 097-547-8510

JAバンク大分とは

JAグループとJAバンク

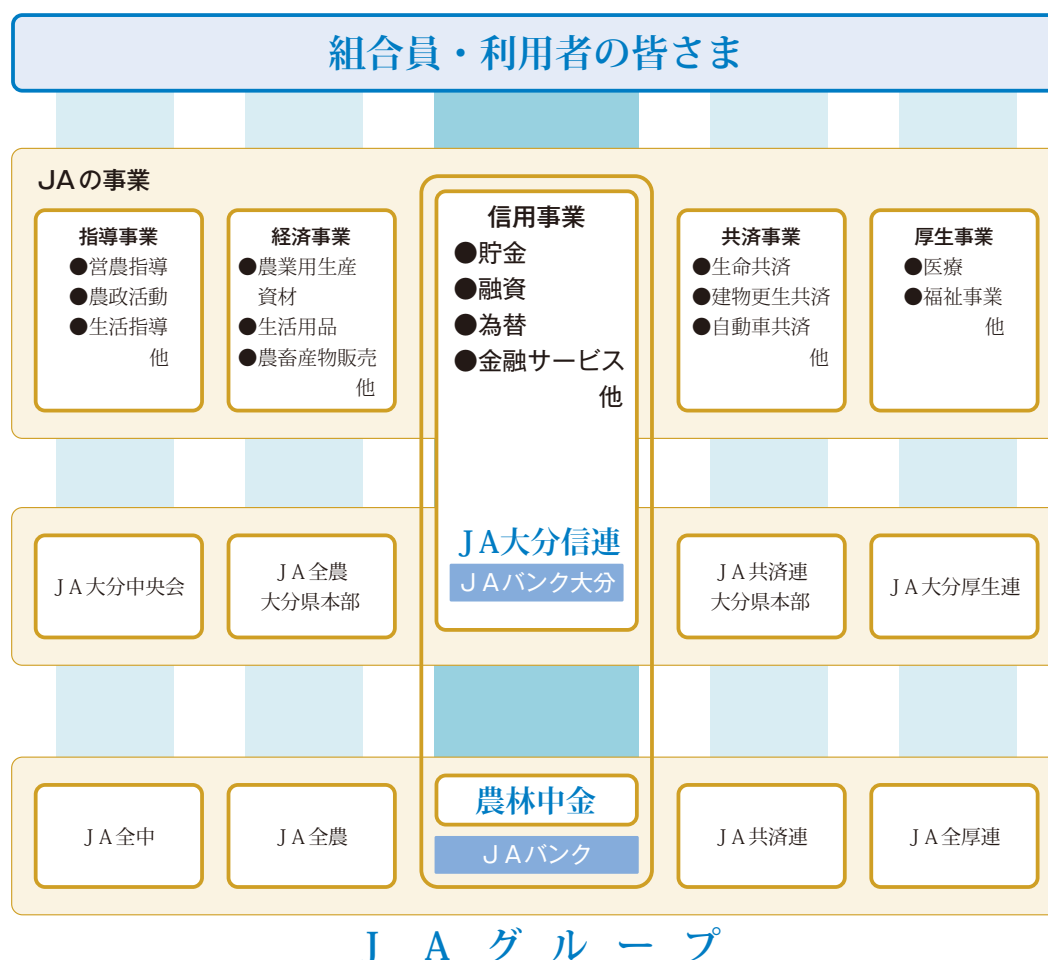
「JA」は農業協同組合の愛称です。

JAグループは、地域段階のJA、都道府県段階の中央会・連合会、全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で、組合員並びに地域の利用者の皆さまに、便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう、信用、共済、経済、指導、厚生事業など様々な事業を行っております。

そのうち貯金・為替・融資などの業務を行う信用事業は、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、全国のJA・信連・農林中金(JAバンク会員)で「JAバンク」を構成し、実質的にひとつの金融機関として民間最大級の店舗網を展開しています。

JAバンク大分とは、大分県のJAと信連とが信用事業を一体的に展開する仕組みです。

JAグループ組織図

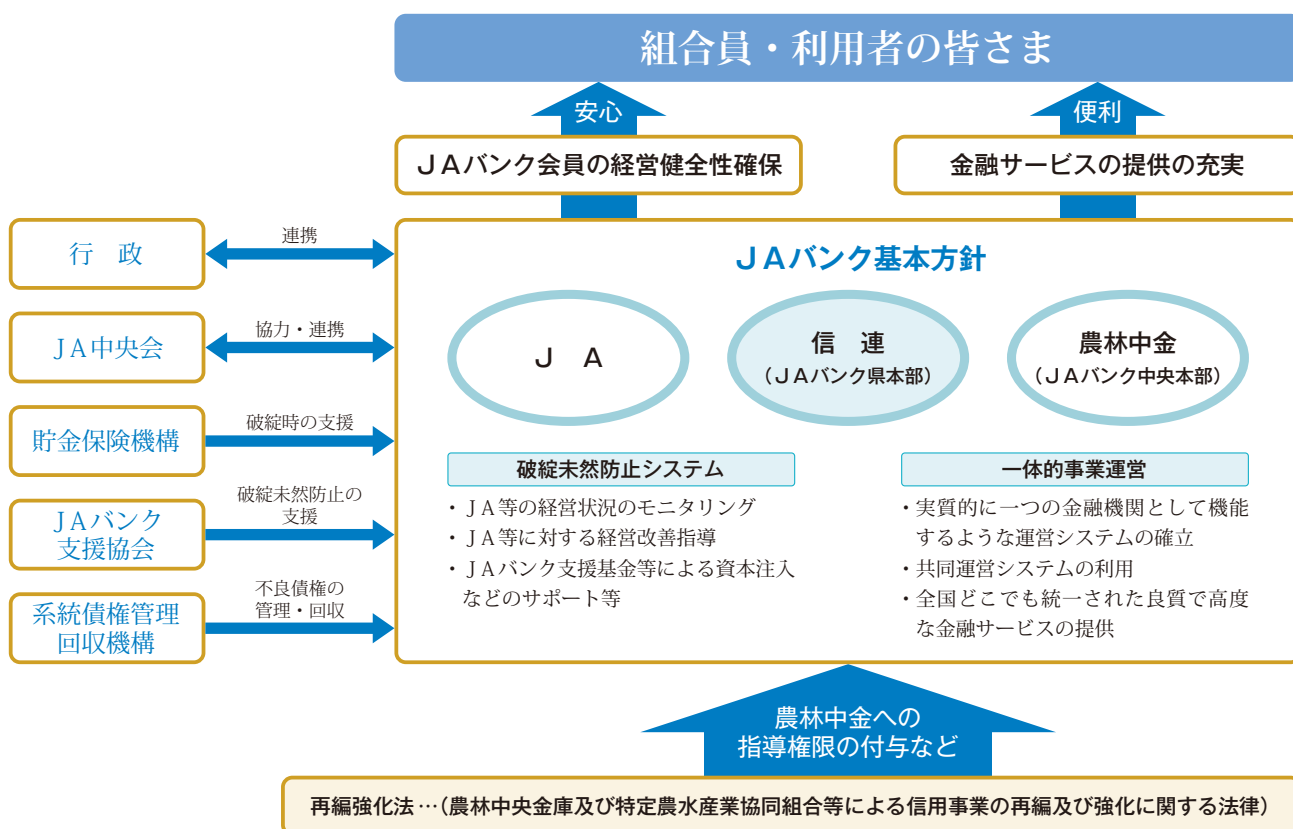


安心・便利のJAバンク

JAバンクシステム

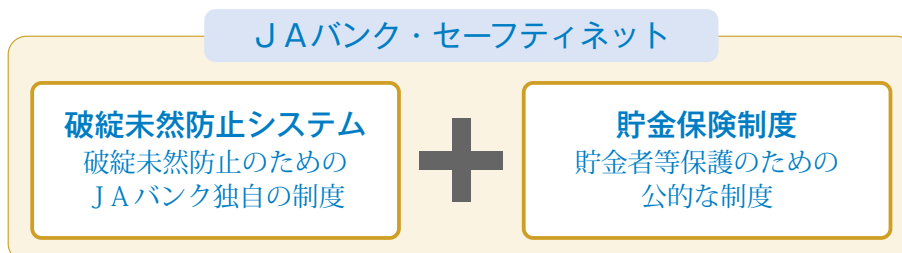
組合員・利用者の皆さまから一層信頼され、安心してご利用いただくための、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)の総意として「JAバンク基本方針」を制定しています。

このJAバンク基本方針に基づき、全国のJA・信連・農林中金が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。JAバンクシステムは、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かいお客様との接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っており、安心と便利をお約束する仕組みです。



JAバンク・セーフティネット

JAバンクは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築し、会員・利用者の皆さまに、より一層の「安心」をお届けしています。



■ 当会の考え方

経営理念

当会は、県下JAと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるJAバンクを目指し事業に取り組んでいます。

経営方針

- 農業専門の地域金融機関としてJAとのネットワークを活かし、農業の振興と地域の活性化に積極的に取り組みます。
- 経済・金融情勢の変化に対しリスク管理を徹底し、収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めます。
- 基本的使命と社会的責任を果たすため、法令等遵守を徹底します。

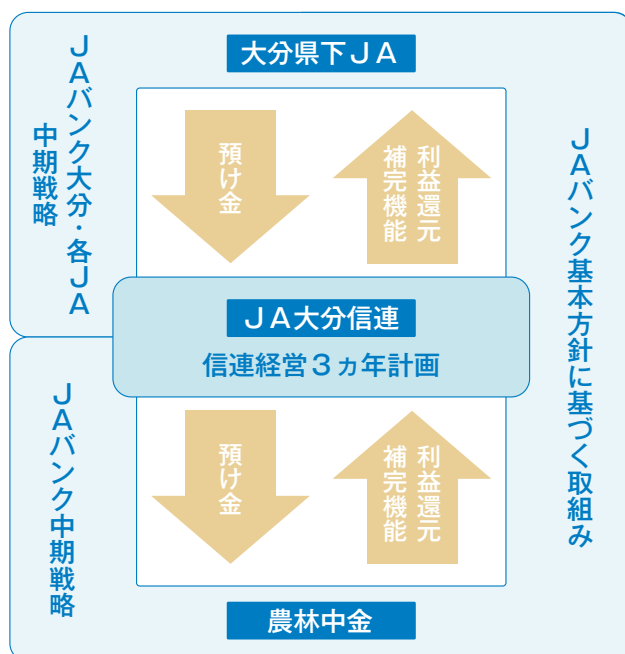
事業計画

中期3カ年計画

JAバンク基本方針に基づくJAバンク中期戦略を実践するために、JAバンク大分中期戦略を策定し、さらには信連経営3カ年計画を策定し実践しています。

JAバンク大分中期戦略

全国の総合戦略である、JAバンク中期戦略とJAバンク大分中期戦略を基本に各JAでの戦略を定め具体的な実践事項に取り組んでいます。



年度計画

年間の事業計画についても、各々策定しておりますが、当会においても「令和8年度事業計画書」を策定し、経営理念・方針の実践に努めています。

コンプライアンス体制

コンプライアンス基本方針

農業者及び地域の企業・住民の皆さまのための協同組織金融機関として、その基本的使命と社会的責任を自覚し地域の発展に資するために、以下の「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め遵守するとともに、役職員一人ひとりが自己責任原則に基づいて日常の業務運営に取り組むためのコンプライアンス・プログラムを策定し実践します。

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客様本位のサービス提供により、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断をします。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

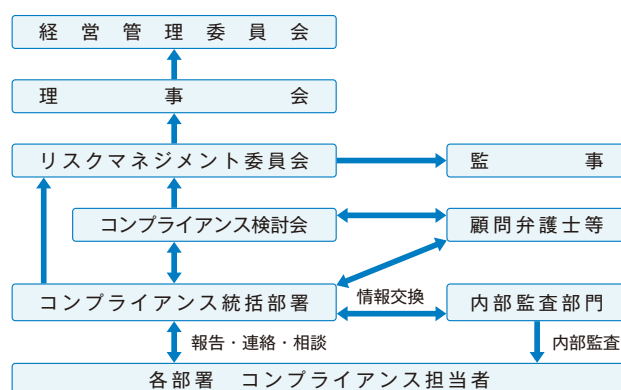
5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め持続可能な社会の実現に貢献します。

【コンプライアンス体制図】



金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたって以下の「金融商品の勧誘方針」を定め遵守するとともに、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。

4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。

5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の「利用者保護等管理方針」を定め遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)及び情報提供を適切にかつ十分に行います。

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【金融ADR制度への対応】

苦情処理措置の概要

当会では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会の業務に関するご相談及び苦情等を受け付ける措置を講じております。

1. 苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて会内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

2. 苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。

3. 受け付けた苦情等については、定期的に当会の経営陣に報告するとともに、会内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

当会の相談・苦情等受付窓口 … 貯金・為替関連：事務集中課 097-547-8690

融 資 関 連：融 資 課 097-547-8646 農業融資課 097-547-8654

有 価 証 券 関 連：資金証券課 097-547-8692

上記のほか下記の連絡先でも受け付けます。

J A 大分信連 リスク管理課 097-547-8529

J A 大分信連 ホームページ <https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>

受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

4. J A バンク相談所でも、当会が行う貯金・貸出などの業務に関する苦情等をお電話にて直接お受けしております。

J A バンク相談所では、苦情についてはお申出者の了解を得たうえで当会に速やかに取り次いで解決を促すこと、相談については適切な相談先へご案内することを実施しています。

J A バンク相談所は当会とは別の独立した組織ですので、個別のお取引内容や手続、貯金、融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問合せにつきましては、J A バンク相談所ではお答えできかねるため、当会の窓口にお問合せください。

J A バンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

※電話での問い合わせが難しい場合の問い合わせ方法は、J A バンクホームページ内の当相談所のページ <https://www.jabank.org/support/soudan/> をご確認ください。

※お客様の個人情報、苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 紛争の解決手段として、下記に記載の弁護士会等が設置・運営する仲裁センター等へJ A バンク相談所を通してお取次ぎも行ってあります。

名 称	福岡県弁護士会紛争解決センター		
	福岡県弁護士会館	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0044 福岡市中央区六本松4-2-5	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 裁判所構内 北九州弁護士会館	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 筑後弁護士会館内
電話番号	092-791-1840	093-561-0360	0942-30-0144
受付時間	月～金曜日 10：00～16：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日 9：00～12：00、 13：00～17：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)	月～金曜日9：00～17：00 (祝日・年末年始<12/29～1/4>を除く)

※上記の弁護士会においては、お客様より直接申立ていただくことも可能です。

※上記内容は2024年4月現在のものです。最新の情報は、各弁護士にご確認ください(弁護士会のホームページ等)。

利益相反管理方針の概要

当会は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、「利益相反管理方針」（以下、「本方針」といいます。）を定め遵守します。

1. 対象取引の範囲
本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。
2. 利益相反のおそれのある取引の類型
「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。
 - (1) お客様と当会の間の利益が相反する類型
 - (2) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型
3. 利益相反の管理の方法
当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保します。
 - (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
 - (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法
4. 利益相反管理体制
 - (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善します。
5. 利益相反管理体制の検証等
当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の「個人情報保護方針」を定め遵守します。

1. 関係法令等の遵守
当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の本所に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得します。
4. 安全管理措置
当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます。）に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。
6. 機微（センシティブ）情報の取扱い
当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
7. 仮名加工情報の取扱い
当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
8. 匿名加工情報の取扱い
当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じた定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
9. 開示、訂正等・利用停止等
当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。
10. 継続的な改善
当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。
11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出
当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、業務を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. 管理態勢等

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

2. マネー・ローンダリング等の防止

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラ

インを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. 反社会的勢力等との決別

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

4. 職員の安全確保

当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

5. 外部専門機関との連携

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業協同組合を基本構成員とする協同組織の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでいます。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。

2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の

金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。)と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備しています。

具体的には、

(1) 理事長以下、役員及び関係部長を構成員とする「リスクマネジメント委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会(一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しました。

今後、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。

【当会の「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組み】

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている会員・利用者等から資金調達の申し入れを受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、お客様の意向も踏まえた上で、検討します。
2. 経営者保証の契約時の対応について
 - (1) 会員・利用者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 保証金額の設定については、会員・利用者等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。
3. 既存の保証契約の適切な見直しについて
 - (1) 会員・利用者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性や保証金額等の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。
4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

- ▶ 全国銀行協会
<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>
- ▶ 日本商工会議所
<https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

リスク管理体制

リスク管理方針

会員・利用者の皆さまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

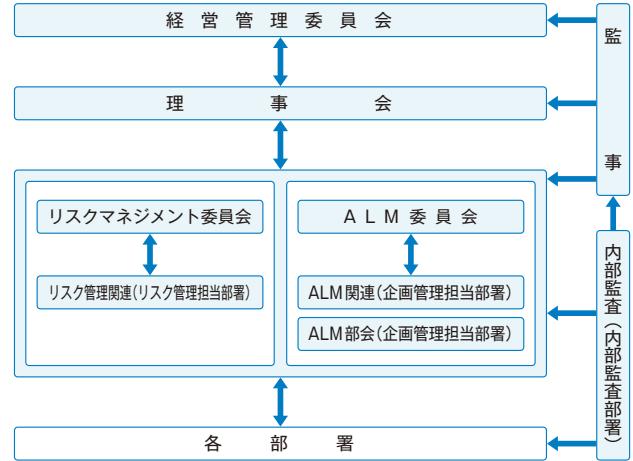
また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めます。

リスク管理体制

農業協同組合法第11条の2で規定されている経営の健全性確保を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント(規制資本管理)を実施するとともに、市場リスク、信用リスク等の各種リスクを統合的に把握し、リスク量を経営体力に見合う範囲内に収めるマネジメント(経済資本管理)を実施しています。

これらの実施状況を総合的に管理するためにリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の共有化と適切なリスク対応を検討・協議しています。また、資金動向や収益管理については、ALM委員会で協議・決定し経営の安定化に努めています。

併せて、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債の価値が変動することで損失を被るリスクをいいます。

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失することで損失を被るリスクをいいます。

流動性リスク

○資金繰りリスク

財務内容の悪化等により、必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

○市場流動性リスク

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

オペレーショナル・リスク

業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクをいいます。

○リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続きの遵守及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスクをいいます。

○リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク

マクロ経済や政策問題、法律や規制要因、金融業界のインフラシステム等の業務運営環境から発生するリスク、及び外生的な事象から発生し、業務遂行に伴って発生するリスクをいいます。

内部管理体制

審査体制

与信管理の運営にあたって、貸出審査の強化のために貸出の二次審査部署を設け、与信審査や信用格付審査など厳正な審査を行っています。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

資産の自己査定

適正な自己査定を実施すべく「自己査定要領」等を制定し、一次査定部署、二次査定部署において厳格に査定を実施しています。

また、「資産の評価及び償却・引当要領」に基づき、将来に備えて必要な引当を行っています。

業務の適正を確保するための体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するため、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、当会の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

【内部統制システム基本方針】

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当会の基本理念及びコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
 - (2) 重大な法令違反、その他法令及び諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - (4) 「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - (5) 当会の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当会及び関係会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は当会のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、当会経営をとりまくリスク管理を行う。
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
6. 財務情報その他当会情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

■ 主な事業の概要

令和7年度の事業の概要

わが国の経済は、住宅投資など一部に弱めの動きもみられるものの緩やかに回復しており、先行きについても、政府の経済対策や緩やかな金融環境にも支えられて、緩やかな成長を続けるとみられるが、ガソリン価格の上昇など中東情勢の緊迫化による経済的悪影響が表れており、予断を許さない局面にある。

金融面については、日銀が政策金利を30年ぶりの水準に引き上げ、長期金利も上昇基調となるなか、中東情勢の緊迫化による地政学リスクの高まりで、国内外の経済・金融市場の不確実性が一層高まっている。また、根強い為替円安による影響や原油価格の高騰が長期化すれば、基調的な物価上昇率が高まる可能性があり、政府・日銀はインフレ対策も含め難しい舵取りを求められている。今後の金融政策においては、中立金利の水準を探りながら、物価安定の実現を目指した政策運営を行っていくとしている。

農政については、令和6年6月に食料安全保障の確立、環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱とした「食料・農業・農村基本法」が改正されたことを機に、農業の持続的な発展を目指しているほか、生産性の向上と農業所得の増加（農工間の所得格差是正）、認定農業者・担い手の育成、スマート農業の推進、農産物の輸出拡大や価格転嫁の推進など、多岐にわたる施策が進められた。

県下の農業については、令和6年度の農業産出額が1,498億円となり、前年と比べ、主に米、野菜の価格が上昇したことから、156億円(11.6%)増加したものの、農業経営体数の減少、農業就業人口の高齢化の進行、担い手の減少等、課題は多い。県と県内農業団体で設置した大分県農業総合戦略会議の運営は中央会に引き継がれ、令和7年から同9年を行動期間とする「農業システム発展に向けた行動戦略」に基づき、「担い手育成」「産地育成」「収益力強化」「営農指導強化」の4つを柱に、関係者が一体となり実行性のある取組みを目指して進めており、引き続き当会においても、農業関連融資に対してJ Aグループ独自の利子補給・保証料助成による支援を行ってきた。

このような情勢のなか、当会は、経営3ヵ年計画ならびにJ Aバンク大分中期戦略の初年度にあたり、「農業・くらし・地域」の多様なニーズに対して、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、J Aに愛着・信頼を感じる組合員・利用者を増やしていく姿を目指し、具体的な取組みを実践した。

また、J Aバンクの一員として、基本的使命と社会的責任を果たすため、J Aバンク基本方針に基づいた内部管理態勢のより一層の強化・健全性確保を図り、併せて、コンプライアンス基本方針の遵守とリスク管理の徹底及び収益基盤の拡充強化と経営の合理化・効率化に努めた。

J Aバンク大分中期戦略の取組状況

令和7年度は、新たな中期戦略の開始年度であり、引き続き、農業・くらし・地域の多様なニーズに応えるため、総合事業性を活かした金融仲介機能を発揮し、信頼と期待に応え続けていくためにJ Aバンク大分は、リアルとデジタルを融合させた利用者との接点を構築し、今まで以上に組合員や利用者の視点に立ったサービスや体験の提供に努めました。

1. 「農業」領域における取組み

- (1) 経営課題を可視化し、ニーズの発掘と深掘りを徹底
- (2) 営農経済事業等と連携したワンストップかつ高度なソリューションの提供
- (3) 生産部会等の接点を活かした営農経済事業等と連携した情報提供
- (4) 組合員の資産状況を可視化し、ニーズの発掘と深掘りを徹底

2. 「くらし」領域における取組み

- (1) 相続相談態勢の強化による顧客のニーズを把握・適切なサービスの提供
- (2) 県下統一の各種キャンペーンの展開やJ Aバンク

アプリの利用による新規顧客の獲得・既存顧客との取引深化

- (3) 商品性の改善や競争力のある金利設定によるローン顧客の獲得

3. 「地域」領域における取組み

- (1) 年金友の会会員様との相互親睦と融和ならびにスポーツ大会の開催
- (2) 県内の小学校への食農教育に役立つ教材本の贈呈

4. 業務効率化にかかる取組み

- (1) 法人ネットバンクやQR伝票の導入による顧客サービスの提供

最近の5事業年度の主要な経営指標

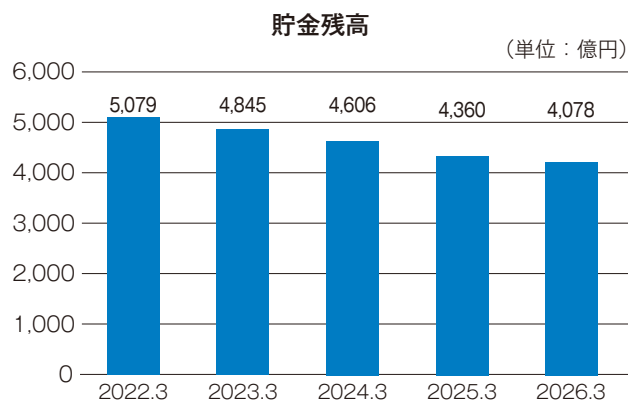
(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	4,864	4,915	4,991	5,998	6,251
経 常 利 益	1,010	444	596	716	341
当 期 剰 余 金	1,180	597	530	831	494
出 資 金 (出 資 口 数)	15,509 (387,742)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)	15,504 (387,618)
純 資 産 額	28,194	25,484	27,020	23,782	24,132
総 資 産 額	550,281	523,008	497,499	466,335	435,657
貯 金 等 残 高	507,928	484,508	460,684	436,070	407,804
貸 出 金 残 高	66,084	66,883	80,893	80,066	77,274
有 価 証 券 残 高	147,448	137,127	125,625	117,245	111,518
剰 余 金 配 当 金 額	466	459	448	—	155
・ 普 通 出 資 配 当 額	155	155	155	—	155
・ 事 業 分 量 配 当 額	311	304	293	—	—
職 員 数	81	77	77	79	78
単 体 自 己 資 本 比 率	13.80	14.36	14.72	14.37	14.90

(注)「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

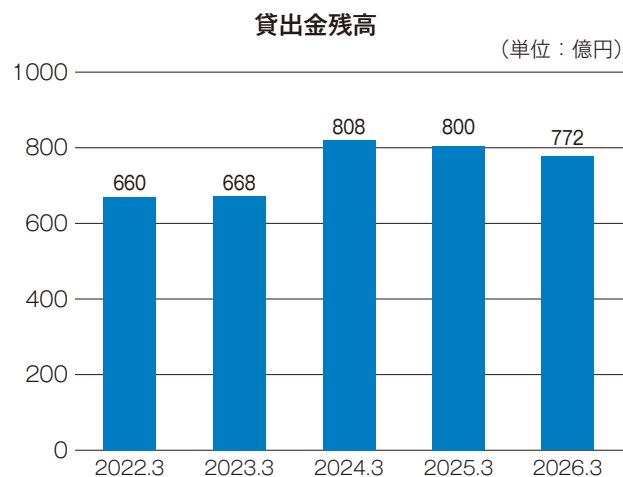
貯金

県下JA、連合会及び地方公共団体・個人・法人より資金調達に努めた結果、貯金残高は、当期首比282億円減少し4,078億円になりました。



貸出金

農業専門金融機関、地域金融機関として農業・系統関連企業・地場優良企業・地方公共団体等の貸出に努めた結果、貸出金残高は、当期首比27億円減少し772億円になりました。

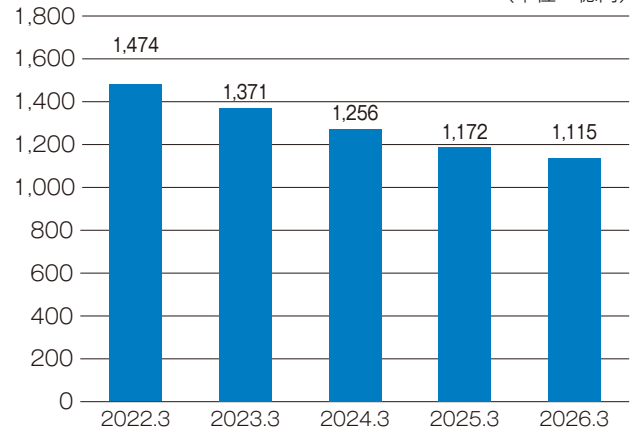


有価証券

米国の関税政策や高市政権の積極財政による金利上昇や為替の円安基調が進み、更には中東情勢悪化による原油価格の高騰などインフレが意識される運用環境となる中、各国の財政・金融政策や市場動向等を注視し、期間収益の確保及びポートフォリオの改善に努めた結果、有価証券残高は、当期首比57億円減少し1,115億円になりました。

有価証券残高

(単位：億円)



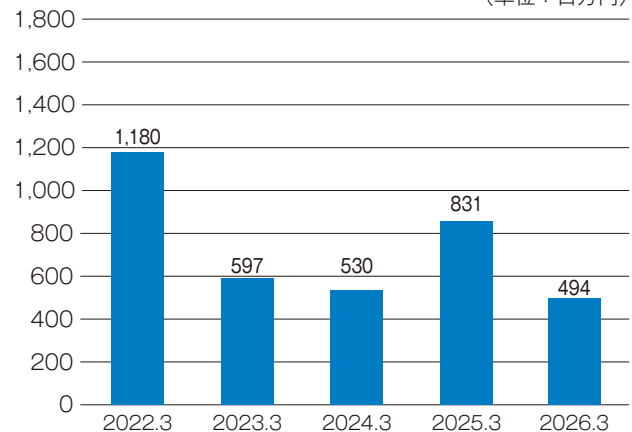
損益の状況

当年度の経常収益は、前期比4.2%増加しました。

また、当期剰余金は494百万円で、当期未処分剰余金は1,448百万円となりました。

当期剰余金

(単位：百万円)



地域貢献情報

地域貢献に対する当会の考え方

当会は、大分県下を事業区域として、農業団体を中心とした地域の方々の相互扶助を共通の理念として運営する協同組合であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

今日、企業は業務だけではなく、よりよい地域社会作りに積極的に関わらなければなりません。当会は、組合員・利用者の皆さまの経済的・社会的発展を目指しJAと共に信用事業を通じて最善を尽くしています。

地域からの資金調達状況

当会の資金は、その大半が会員である県下JAからお預かりした、大切な財産である「貯金」を財源としています。地方公共団体・関連団体・企業・地域の皆さまからも幅広くご利用いただいています。

貯金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
県下JA	416,001	382,641
地方公共団体	6,480	11,000
その他	13,589	14,163
合 計	436,070	407,804

JA年金お受取りプレゼント、JA年金感謝デー

JAで新規お受取り、お受取りのご予約の方へもれなくプレゼントを差し上げるJA年金お受取りプレゼントを実施し、年金友の会の会員の拡大を進めています。

さらに、JAで年金をお受取りの皆さまに、6・10・2月の年3回合計約22,700本の賞品を差し上げる、お楽しみ抽選会を年金感謝デーとして実施しています。

ローンキャンペーンの実施

県下JAの統一企画として「JAローン県下統一キャンペーン」を実施しました。

キャンペーン期間中は引下げ金利を設け、利用者の皆さまからご好評をいただきました。

住宅ローン

住宅の新築・購入、他金融機関の住宅ローン借換など幅広く住宅資金に使える！

リフォームローン

住宅の増改築・改装・補修などのリフォーム資金に使える！

マイカーローン

新車・中古車の購入や車検費用など幅広く自動車資金に使える！

教育ローン

入学金・授業料からアパート家賃など幅広く教育資金に使える！

地域への資金供給状況

県内ＪＡやその関係団体への融資をはじめ、地域の農業者・事業主の皆さま・地方公共団体等にご利用いただいています。

当会は、県下ＪＡとの連携の下、ＪＡ信用事業強化の支援を行うとともに地域社会の発展に努めています。

貸出金残高

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
県下ＪＡ	8,061	1,303
地方公共団体	21,643	20,790
その他	50,362	55,181
合 計	80,066	77,274

お客様本位の業務運営に関する取組み方針

当会は、県下ＪＡと一体となり、農業経済安定・向上を図る他、組合員の皆さま、地域の利用者の皆さまのため、高度化、複雑化する金融ニーズに対応し、安心・便利にご利用いただけるＪＡバンクを目指し事業に取り組んでいます。

当会では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客様本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客様への最適な商品提供

- (1) お客様に提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、運用会社におけるプロダクトガバナンスの取組や社会情勢、手数料の水準等も踏まえたうえで、定められた会議体で適切に協議を行い、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。また、ＪＡバンク全体として運用会社と相互に情報連携を行い、いろいろな「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、お客様にとっての選びやすさも考慮し、一定の商品数に絞った「ＪＡバンク セレクトファンド」をご用意しております。なお当会は、金融商品の組成に携わっておりません。【原則2本文及び(注)、原則3(注)、原則6本文及び(注2、3、6、7) 補充原則1～5本文及び(注)】

2. お客様本位のご提案と情報提供

- (1) 当会では、窓口販売を基本としており、お客様の金融知識・経験・財産、ニーズや目的を十分に確認のうえ、各商品の販売用資料等を基に対面での商品の説明を行い、お客様にふさわしい商品をご提案し、属性・適合性を判断したうえで販売いたします。また、高齢のお客様に対する提案時には、役席者を同席させ、厳格な適合性判定を実施いたします。【原則2本文及び(注)、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1～7)】
- (2) お客様の投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について、「セレクトファンドマップ」等の提案資料を利用し、お客様と対話するうえで、分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1～7)】
- (3) お客様にご負担いただく手数料について、お客様の投資判断に資するよう、重要情報シート等を用い丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。【原則4、原則5本文及び(注1～5)、原則6本文及び(注1～7)】

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客様への商品選定や情報提供にあたり、お客様の利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
なお、利益相反の恐れのある取引について、以下のとおり類型化しています。
 - (a) お客様と当会の間の利益が相反する類型
 - ・優越的地位の濫用等
 - ・独占禁止法に抵触するおそれのある取引、または同法の趣旨に照らして、レピュテーション(風評)リスクを発生させるおそれのある取引を行う場合
 - (b) 当会の「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型
 - ・グループ会社との取引に際し、アームズ・レンダス・ルールに違反する場合
 - ・接待、贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合【原則3本文及び(注)】

4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 外務員・内部管理責任者・営業責任者業務の研修システムを利用したe-ラーニング受講や、研修による指導、資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客様本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文及び(注)、原則6(注5)、原則7本文及び(注)】
※上記の原則及び注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年9月改訂)との対応を示しています。

地域密着型金融への取組み(中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み含む)

「農業金融センター」の役割発揮

当会では、農業専門の地域金融機関として、ＪＡ・信連・農林中金が連携し、農家組合員・集落営農組織・農業法人への訪問を通じ、多様な資金ニーズに応えるべく金融対応力強化に取り組んでいます。

また、県下ＪＡに農業金融サービスの提供窓口として資金相談・農業経営相談等の役割を担うため、農業融資の実務に即した資格を持つ「農業金融プランナー」や、農業融資の実務リーダーである「担い手金融リーダー」を配置し、担い手の相談等に対応できる体制を整備しています。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客様からのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客様からの経営相談に積極的かつきめ細かに対応し、お客様の経営改善への取組みをご支援できるよう努めました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末に期限を迎えましたが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応します。

金融円滑化実施状況

(単位：件)

	令和6年度	令和7年度
	件数	件数
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数	232	251
うち、実行に係る貸付債権の件数	227	246
うち、謝絶に係る貸付債権の件数	0	0
うち、審査中の貸付債権の件数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の件数	5	5

※件数は、法施行(平成21年12月)から各期末までの累積実績です。

農業者の所得増大・農業生産の拡大等に向けた取組み

ＪＡ自己改革の基本目標として掲げる「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向け、中央会が設置した担い手サポートセンターとも連携し、担い手の経営支援に取り組んでいます。

また、独自支援策として、農業近代化資金等の借入時に必要となる保証機関に対する保証料の全額助成を実施しています。

農業関連資金への利子補給事業の取組み

農林中金と連携し、厳しい経営環境に直面する農業の担い手に対して借入負担の軽減を図ることで、農業経営をバックアップし、成長に向けた支援を行うことを目的に、農業関連資金に対して利子補給を行っています。

農業の経営支援に関する取組み

当会では、農業者の経営高度化の取組みとして、農業法人の経営者等を対象に、「ＪＡバンク大分農業経営者セミナー」を開催し、経営課題の解決に向けた情報提供を行っています。

また、農畜産物の付加価値向上応援に向けた取組みとして、関係機関と連携した商談会の開催や、農林中金とも連携したビジネスマッチングの提案を行っています。

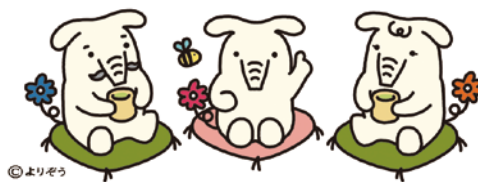
文化的・社会的貢献活動に関する事項

当会は、大分県農業の振興と地域社会の発展に貢献することを基本に、地方公共団体・関係団体と連携して地域に密着した活動を展開しています。

当会は、地域の皆さまに親しまれる金融機関をめざし、金融サービス等を通じて、地域の振興と地域文化の発展に寄与したいと考えています。

年金相談会

高齢化社会を迎え、年金受給者は大幅に増加しています。当会は県下JAとともに地域福祉活動の一環としての年金無料相談会を開催し、新規に年金を受け取られる組合員等地域の皆さまへの受給手続き相談、もらい忘れ年金の相談等を社会保険労務士と提携して積極的に取り組んでいます。令和7年度は55回開催しました。



農業融資相談会

定期的に行われる農機フェアにおいて、JAと共同で農業融資相談コーナーを設け、農業者や農業を始める方に対して、農機具等の購入にかかる資金の融資に関する相談に応じています。



JAバンク大分ローン相談会

地域の皆さまの住宅・リフォーム・マイカー等のローンニーズにお応えするため、ローン相談会を開催しています。



相続相談会

当会では、提携税理士による相続相談会を開催しています。相続の基本から近年の課題への対策まで説明するとともに、希望者には個別相談を実施し、状況に応じた助言を行っています。

JAバンク大分 農業経営者セミナー

当会は農業専門金融機関として、県内農業法人の経営者を対象に農業経営の高度化に向けた情報提供や、JAバンク大分と農業法人の意見交換、農業法人間の交流を目的に、「JAバンク大分農業経営者セミナー」を開催しています。





年金友の会スポーツ大会

県下JAとともに、年金受給者を対象としたゲートボール・グランドゴルフ大会の開催など各種行事を通じて、地域の皆さまの融和と健康促進などに貢献しています。

地域イベント参加

JAバンク大分では、地域のイベントに参加し、JAバンク大分の金融サービスのPRを行っています。



野菜の日感謝デー

JAバンク大分では8月31日を「野菜の日感謝デー」とし、各支店の窓口で取引などをした利用者へ感謝の気持ちとして野菜の詰め合わせや地域の特産物をプレゼントしています。

ボランティア活動

役職員によるボランティア活動として、農業会館周辺や大分川河川敷の清掃活動等を通じて地域社会に貢献しています。



JA大分信連野球部

JA大分信連野球部は大分県軟式野球連盟大分支部Aクラスに属し活動しています。

各大会において、大分県代表として上位大会に出場し、好成績を挙げることが目標に、部員一丸となり日々練習に励んでいます。

業務のご案内

当会は、貯金、貸出、為替などいわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、J A・信連・農林中金という3段階の組織が一体的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

貯金業務

当会の資金につきましては、当会の会員である県下J Aからの貯金で占められていますが、地方公共団体・関連団体・企業・地域の皆さまからも幅広くお預かりいたしております。

普通貯金、総合口座、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

日本銀行歳入金の取り扱いをはじめ、大分県及び大分市等の収納代理金融機関として各種税金等の収納事務も行っております。また、電気・電話・NHKなど各種公共料金のお支払いにもご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類	期 間	預 入 単 位
当 座 貯 金	定めなし	1円以上1円単位
普 通 貯 金	定めなし	1円以上1円単位
総 合 口 座	定めなし	1円以上1円単位
貯 蓄 貯 金	定めなし	1円以上1円単位
通 知 貯 金	定めなし（ただし、7日間の据置期間が必要）	5万円以上1円単位
ス ー パ ー 定 期 貯 金	1カ月以上10年以内	1円以上1円単位
大 口 定 期 貯 金	1カ月以上10年以内	1,000万円以上1円単位
期 日 指 定 定 期 貯 金	1カ月以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変 動 金 利 定 期 貯 金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
据 置 定 期 貯 金	最長5年	1円以上1,000万円未満1円単位
積 立 式 定 期 貯 金	定めのあるものと定めのないものがあります。	1回あたり1円以上1円単位
一 般 財 形 貯 金	3年以上	1回あたり1円以上1円単位
財 形 年 金 貯 金	5年以上	1回あたり1円以上1円単位
財 形 住 宅 貯 金	5年以上	1回あたり1円以上1円単位
定 期 積 金	6カ月以上10年以内	1回あたり1,000円以上1円単位
譲 渡 性 貯 金	1週間以上5年以内	1,000万円以上1円単位

(注)上記商品の詳細は窓口へお問い合わせください

為替・決済業務

当会は、全国内国為替制度加盟金融機関として、振込・代金取立の内国為替業務を行っています。

また、県下J Aの為替制度の運営や年金等口座振込及び各種口座振替業務にともなう資金決済業務を行っています。

貸出業務

会員の方への貸出をはじめ、地域の皆さまの暮らしや、農業者・事業者の皆さまの事業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連企業、地元企業などへの貸出も行い、地域経済の質的向上や農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

当会は、貸出（手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形割引）及び債務保証の取扱いを行っており、大分県信用保証協会の保証制度もご利用いただけます。

種 類	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証
一般資金	農業関連産業をはじめ、県内に事務所のある一般企業の皆さま方にご利用いただけます。設備資金、運転資金等幅広くご利用いただけます。	ご相談に応じて決定しています。	25年以内	必要に応じてご提供させていただきます。
賃貸住宅資金	会員ＪＡの組合員が行う賃貸住宅の建設等に必要な資金にご利用いただけます。		30年以内	必要に応じて大分県農業信用基金協会の保証、賃貸住宅等の担保をご提供させていただきます。
制度資金	農業近代化資金、農山漁村女性・若者活動支援資金等の各種制度資金をお取り扱いしています。			

受託貸付業務

担い手（認定農業者）に対する農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）や教育資金等の長期低利資金を、日本政策金融公庫の受託業務として取り扱っています。

金 融 機 関 等	資 金 名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金、農業基盤整備資金、青年等就農資金、教育資金等

余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金として運用するほか、有価証券（国債や株式等）の保有及び農林中金への預け金等により、安全かつ効率的な運用を行っています。

有価証券運用については、リスクとリターンを考慮し、国内債券による運用が中核となっています。

金融推進業務

県下のＪＡ信用事業を支援・指導する機関として、新商品の開発、ＪＡ信用事業の企画・研修を行っています。



©よりぞう

研修相談業務

ＪＡからの法律・税金・年金等に関する相談対応のほか、ＪＡ職員を対象とした各種研修会を実施し、人材育成に努めています。



【その他の商品・サービス】

商品・サービス	内 容
ＪＡキャッシュサービス	当会のキャッシュカードで全国のＪＡ・銀行・信金・信組・労金・セブン銀行・(株)イーネット(ファミリーマート等)・(株)ローソン銀行・ゆうちょ銀行等のＡＴＭで、現金のお引き出し、残高照会等がご利用いただけます。
Ｊ Ａ カ ー ド	VISA 及び MasterCard と提携し、国内はもちろん海外の加盟店でショッピング、旅行、レジャーなどにご利用いただけます。また、全国のＪＡや提携カード会社のＡＴＭでキャッシングサービスをご利用いただけます。ICキャッシュカードとＪＡカードが１枚になったＪＡカード《一体型》もございます。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	給与・賞与・年金・農産物代金などがご指定の口座に自動的に振り込まれますので、安全・確実です。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK等公共料金のほか、高校授業料、各種クレジット代金などご指定の貯金口座から自動的にお支払いしますので、払い込みの煩わしさが解消されます。
定 時 自 動 送 金	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。学費の仕送りや家賃、駐車料金などの振込に便利です。
法人ＪＡネットバンク	残高照会、振込・振替はもちろん、一回の操作でまとめて給与振込や口座振替などがオフィスのパソコンでご利用できます。
ＪＡデータ伝送サービス (Anser DATAPORT方式)	職場のパソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの伝送サービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能になります。
Ｊ Ａ バ ン ク ア プ リ	キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能で、「口座残高」「入出金明細」がスマートフォンで確認できます。
JAバンクアプリ プラス	キャッシュカードがあればすぐに利用開始可能で、登録すれば振込・振替や住所・電話番号変更などをいつでも手続きいただけます。

商品・サービスご利用にあたっての留意事項

上記商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、ご確認のうえご利用ください。

手数料一覧表

【内国為替の手数料】

(令和8年4月1日現在)

取引区分	項目	詳細項目	他 機	金 関	融 宛	系 機	統 金 関	融 宛	同一所内
振込手数料	電 信 扱 い	窓口ご利用の場合							
		3万円未満1件につき	990円	660円	660円				
		3万円以上1件につき							
		振込機(ATM)およびファームバンキングご利用の場合							
		3万円未満1件につき	440円	110円	110円				
		3万円以上1件につき	660円	330円	110円				
		インターネットバンキング(個人)・定時自動送金ご利用の場合							
		3万円未満1件につき	330円	110円					無料
		3万円以上1件につき	440円	330円					無料
		インターネットバンキング(法人)・J Aデータ伝送サービス(ADP)ご利用の場合							
給与振込手数料	文 書 扱 い	3万円未満1件につき	990円	660円					
		3万円以上1件につき							
代金取立手数料	個 別 取 立	1通につき	990円	660円					
その他諸手数料	振込の組戻料 不渡手形返却料 取立手形組戻料 取立手形店頭呈示料 (ただし、1,100円を超える取立経費を要する場合はその実費を徴する。) その他特殊扱手数料	1件につき		1,100円					
		1件につき		1,100円					
		1件につき		1,100円					
		1件につき		1,100円					
未利用口座管理手数料(年間)									

【貯金・融資等の手数料】

取引区分	項 目	詳 細 項 目	金 額
再 発 行 手 数 料	貯 金 通 帳		1,100円
	貯 金 証 書		1,100円
キャッシュカード 発 行 手 数 料	I C	お客様の都合による再発行(盗難、紛失等)	1,100円
	J A カ ー ド 一 体 型	お客様の都合による再発行(盗難、紛失等)	660円
各 種 証 明 書 料 発 行 手 数 料	残高証明書	所定様式(窓口発行)	1 通につき 550円
		所定様式(継続発行)	1 通につき 330円
		所定外様式 (監査法人等)	1 通につき 2,200円
	そ の 他 証 明 書 (所 定 外 様 式)	1 通につき	1,100円
両 替 手 数 料	紙 幣 ・ 硬 貨 両 替 (合 計 枚 数 の 手 数 料)	1 ～ 100枚	無料
		101 ～ 500枚	550円
		501 ～ 1,000枚	1,100円
		1,001枚以上	1,650円～
		以後500枚ごとの加算額	550円
大量硬貨入金手数料	硬 貨 入 金	1 ～ 100枚	無料
		101 ～ 500枚	550円
		501 ～ 1,000枚	1,100円
		1,001枚以上	1,650円～
		以後500枚ごとの加算額	550円
口 座 振 替 手 数 料	窓口扱い		220円
	媒体等		110円
	法人IB・JAデータ伝送 サービス(ADP)		55円
保有個人データ等の開示		1 件につき	880円

【その他の手数料】

	ご利用サービス	月額利用料
法人向けインターネットバンキング	基本サービス(照会サービス、振込サービス)	1,100円
	基本サービス+伝送サービス(データ伝送、ファイル伝送)	3,300円
J Aデータ伝送サービス(ADP)	基本サービス(伝送サービス)	5,500円

未利用口座管理手数料(年間)	1,320円
----------------	--------

- (注) 1. 上記手数料は、当会の主な手数料となっております。詳細は窓口へお問い合わせください。
2. 上記金額には、消費税等が含まれています。
3. 郵送による場合は実費を徴収します。
4. ファームバンキングのご利用に際しては、月額利用料が必要となります。

信連の概要

会員数

(単位：会員)

区 分	令和7年3月末	令和8年3月末
正 会 員	10	10
准 会 員	42	42
合 計	52	52

役員

(令和8年7月1日現在)

経営管理委員会

■会 長

麻 生 俊之輔

■副会長

岡 部 和 生

■経営管理委員

長 尾 雪 広 藤 原 洋 三

小 野 美智子 佐 藤 隆 博

矢羽田 正 豪

理事会

■代表理事理事長

後 藤 文 生

■常務理事

泥 谷 年 信 古 本 修 一

監事会

■代表監事

木 村 浩 之

■監 事(全域枠)

岩 崎 浩 之

■員外監事

岩 尾 義 久

■常任監事

高 石 信 彦

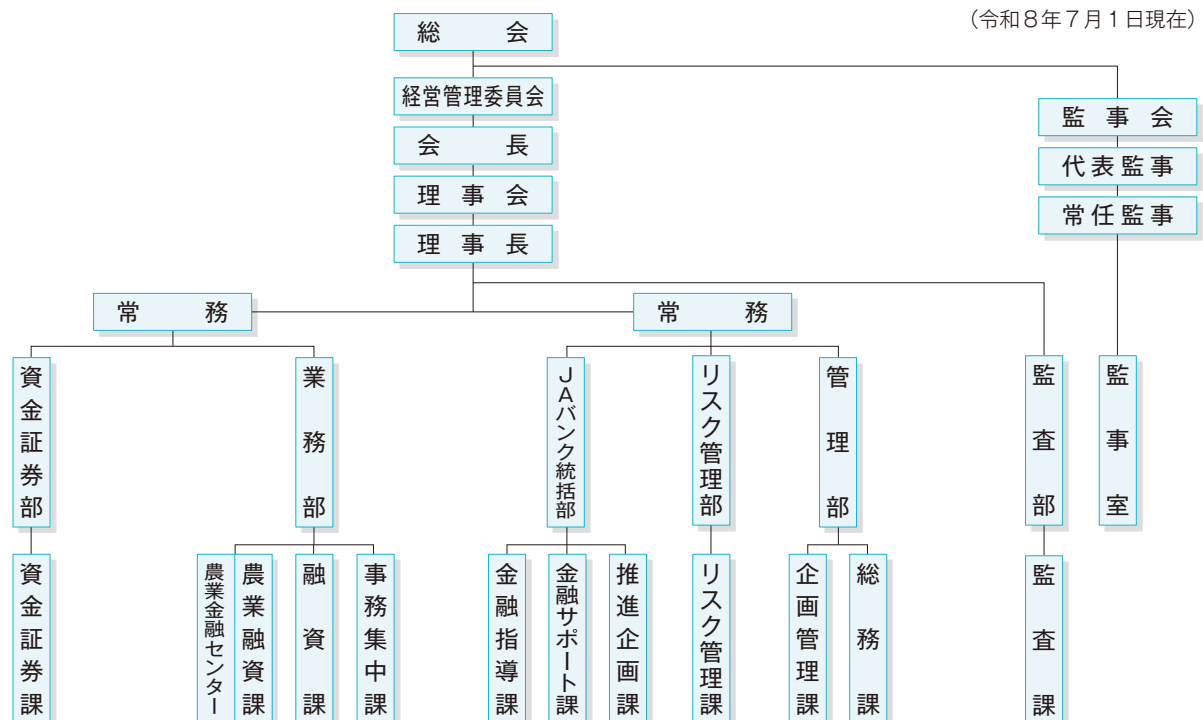
職員

(単位：人)

区 分	令和7年3月末	令和8年3月末
職 員	79	78

機構図

(令和8年7月1日現在)



特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

店舗等のご案内

店舗一覧

(令和8年3月31日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	大分市花園三丁目2番17号	097-547-8510

自動化機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)の設置台数

(令和8年3月31日現在)

	店舗内	店舗外
J A 設置	43	68
信連設置	1	1

協同会社

(令和8年3月31日現在)

名 称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
(株)九州地区農協 オンラインセンター	福岡市南区横手 2-13-35	昭和52年 10月1日	63億円	14.28%	九州7県J A・信連の信用 事業に関する情報処理シス テムの開発・保守・運用

沿革・あゆみ

昭和23年	1948	大分県信用農業協同組合連合会設立
昭和29年	1954	農林漁業金融公庫代理業務開始
昭和36年	1961	県下農協貯金100億円を達成
昭和38年	1963	事務所を大分市舞鶴町の(新)農業会館へ移転 住宅金融公庫受託業務開始
昭和43年	1968	県下農協貯金500億円達成
昭和46年	1971	電算機GE-120導入
昭和48年	1973	県下農協貯金1,000億円達成
昭和49年	1974	農協の内国為替取扱開始
昭和51年	1976	系統為替オンライン県センター開通
昭和52年	1977	九州地区農協オンラインセンター設立 県下農協貯金2,000億円達成
昭和53年	1978	信連貯金1,000億円達成
昭和54年	1979	全銀内為制度加盟
昭和55年	1980	九州地区農協オンライン稼働
昭和56年	1981	県下農協貯金3,000億円達成
昭和59年	1984	農協の全銀内為制度への加盟承認
昭和60年	1985	県下農協貯金4,000億円達成 県下農協信用事業完全オンライン化達成 信連貯金2,000億円達成
昭和61年	1986	国債窓口販売業務開始
昭和62年	1987	大分地域CDネット取引開始
平成 1年	1989	信連貯金3,000億円達成
平成 2年	1990	県下農協貯金5,000億円達成
平成 3年	1991	新しい農協の愛称「JA」を採用
平成 5年	1993	JA信用事業次期オンラインシステム基本計画策定
平成 6年	1994	県下農協貯金6,000億円達成
平成 8年	1996	信用事業新オンラインシステム稼働
平成10年	1998	大分市収納代理金融機関事務取扱開始 「JAバンク」(愛称)の導入
平成11年	1999	投資信託窓口販売業務開始
平成13年	2001	JAネットバンク(インターネットバンキング)開始
平成14年	2002	JAバンクシステムの大分県本部設置 経営管理委員会制度の導入
平成15年	2003	信連貯金4,000億円達成
平成16年	2004	JASTEMシステム稼働
平成20年	2008	大分県農業協同組合 発足
平成21年	2009	ローンセンターシステム稼働
平成22年	2010	48億円の資本増強
平成23年	2011	JASTEM新システム稼働
平成27年	2015	信用事業譲受けに伴い下郷出張所開設
平成29年	2017	信連貯金5,000億円達成
令和 2年	2020	県下農協貯金7,000億円達成
令和 6年	2024	事務所を大分市花園の(新)農業会館へ移転
令和 7年	2025	下郷出張所閉所

ご案内

ホームページ

各種キャンペーンなどの情報は、JAバンク大分のホームページでご覧いただけます。



JA大分信連のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>



JAバンク大分のホームページ
<https://www.jabank-oita.or.jp/>

JAバンク大分の相談窓口

JAバンク大分では、より一層の「安心」「信頼」をお届けするために「JAバンク相談所」を設けております。

お客様がお取引などでお困りの際は、ご遠慮なくご相談ください。

JAバンク相談所

TEL：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時
 （金融機関の休業日を除く）

JAバンク大分エリアマップ



JA おおいた 〒870-0846 大分市花園3丁目2番10号
 TEL：097-535-7600
 FAX：097-544-2025

JA べっぶ日出 〒874-0845 別府市大字鶴見45番地の3
 TEL：0977-66-8777
 FAX：0977-66-1229

大分大山町農協 〒877-0296 日田市大山町西大山3487
 TEL：0973-52-3151
 FAX：0973-52-2448

資料編 I

INDEX

経営状況に関する事項

■財務諸表	28
貸借対照表	
損益計算書	
キャッシュ・フロー計算書	
剰余金処分計算書	
注記表	
財務諸表の適正性等にかかる確認	
会計監査人の監査	
利益総括表	
事業純益	
資金運用収支の内訳	
受取・支払利息の増減額	
■貯金に関する指標	41
科目別貯金平均残高	
定期貯金残高	
■貸出金等に関する指標	41
科目別貸出金平均残高	
貸出金の金利条件別内訳残高	
貸出金の担保別内訳残高	
債務保証の担保別内訳残高	
貸出金の用途別内訳残高	
貸出金の業種別残高	
主要な農業関係の貸出金残高	
農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に 基づく保全状況	
元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
貸出金償却の額	
■有価証券に関する指標	45
種類別有価証券平均残高	
商品有価証券種類別平均残高	
有価証券残存期間別残高	
■有価証券の時価情報等	46
有価証券の時価情報	
金銭の信託の時価情報	
デリバティブ取引等 (デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)	
■経営諸指標	47
利益率	
貯貸率・貯証率	

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日)	令和7年度 (令和8年3月31日)
現金	208	176	貯金	436,070	407,804
預け金	239,114	216,705	当座貯金	5,323	5,551
系統預け金	239,044	216,620	普通貯金	3,616	4,208
系統外預け金	69	85	貯蓄貯金	16	15
有価証券	117,245	111,518	通知貯金	2,000	37,300
国債	18,852	23,004	別段貯金	2,399	2,418
地方債	7,279	6,066	定期貯金	422,712	358,304
金融債	474	448	定期積金	2	6
社債	41,858	34,421	借入金	3,900	800
外国証券	35,105	30,287	代理業務勘定	0	0
株式	1,659	2,180	その他負債	498	806
受益証券	11,779	14,939	前受金	—	—
投資証券	236	170	未払法人税等	4	3
貸出金	80,066	77,274	貯金利子諸税その他	8	8
手形貸付	9,950	1,427	従業員預り金	64	63
証書貸付	47,755	48,223	仮受金	76	9
当座貸越	2,359	5,824	その他の負債	0	5
金融機関貸付	20,000	21,800	未払費用	325	665
その他資産	925	1,220	前受収益	8	13
差入保証金	0	0	未決済為替借	11	36
仮払金	16	21	諸引当金	1,733	1,789
その他の資産	172	244	相互援助積立金	1,236	1,269
未収収益	628	845	賞与引当金	27	26
前払費用	97	78	退職給付引当金	447	464
未決済為替貸	8	30	役員退職慰労引当金	21	28
有形固定資産	1,537	1,469	繰延税金負債	—	—
建物	1,076	1,042	債務保証	350	324
土地	392	371	負債の部合計	442,553	411,525
建設仮勘定	—	—	出資金	15,504	15,504
その他の有形固定資産	68	54	利益剰余金	9,673	10,168
無形固定資産	—	—	利益準備金	8,120	8,320
ソフトウェア	—	—	その他利益剰余金	1,553	1,848
外部出資	27,600	27,600	特別積立金	400	400
系統出資	25,929	25,929	当期末処分剰余金	1,153	1,448
系統外出資	1,670	1,670	(うち当期剰余金)	(831)	(494)
繰延税金資産	92	146	処分未済持分	△0	△0
債務保証見返	350	324	会員資本合計	25,177	25,672
貸倒引当金	△ 805	△ 778	その他有価証券評価差額金	△ 1,395	△ 1,540
			評価・換算差額等合計	△ 1,395	△ 1,540
資産の部合計	466,335	435,657	純資産の部合計	23,782	24,132
			負債及び純資産の部合計	466,335	435,657

資料編Ⅰ（経営状況に関する事項）

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
経常収益	5,998	6,251	経常費用	5,281	5,910
資金運用収益	3,840	4,635	資金調達費用	2,350	3,330
貸出金利息	538	720	貯金利息	187	970
預け金利息	105	536	その他支払利息	2,163	2,360
有価証券利息配当金	1,683	1,871	(うち支払奨励金)	(2,162)	(2,359)
その他受入利息	1,513	1,506	役務取引等費用	5	5
(うち受取奨励金)	(1,509)	(1,506)	支払為替手数料	1	1
(うち買入金銭債権利息)	(3)	—	その他の支払手数料	3	3
(うち受取特別配当金)	—	—	その他事業費用	1,599	1,153
役務取引等収益	67	62	国債等債券売却損	1,350	1,153
受入為替手数料	17	14	国債等債券償還損	249	—
その他の受入手数料	49	48	経費	1,258	1,204
その他事業収益	1,593	768	人件費	649	667
受取助成金	4	0	物件費	559	466
国債等債券売却益	1,585	764	税金	49	69
その他の事業収益	3	3	その他経常費用	68	217
その他経常収益	496	786	貸倒引当金繰入額	—	—
貸倒引当金戻入益	52	27	相互援助積立金繰入額	33	32
株式等売却益	436	750	株式等売却損	6	153
その他の経常収益	7	8	その他の経常費用	28	30
			経常利益	716	341
			特別利益	106	103
			固定資産処分益	106	103
			特別損失	6	0
			固定資産処分損	3	0
			その他の特別損失	2	—
			税引前当期利益	815	445
			法人税、住民税及び事業税	4	3
			法人税等調整額	△ 20	△ 53
			法人税等合計	△ 15	△ 49
			当期剰余金	831	494
			当期首繰越剰余金	321	953
			当期末処分剰余金	1,153	1,448

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	815	445
減価償却費	39	47
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 52	△ 27
賞与引当金の増減額（△は減少）	0	0
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	20	17
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	40	39
資金運用収益	△ 3,908	△ 4,697
資金調達費用	2,355	3,335
有価証券関係損益（△は益）	△ 370	△ 154
固定資産処分損益（△は益）	△ 102	△ 103
貸出金の純増減（△は増加）	826	2,791
預け金の純増減（△は増加）	33,000	20,000
貯金の純増減（△は減少）	△ 24,613	△ 28,266
借入金の純増減（△は減少）	△ 2,600	△ 3,100
事業分量配当金の支払額	△ 293	—
その他	△ 134	△ 116
資金運用による収入	3,847	4,486
資金調達による支出	△ 2,214	△ 2,994
小計	6,655	△ 8,298
法人税等の支払額	△ 4	△ 4
事業活動によるキャッシュ・フロー	6,650	△ 8,302
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 47,514	△ 43,023
有価証券の売却による収入	36,203	30,758
有価証券の償還による収入	15,641	18,001
固定資産の取得による支出	△ 1,141	—
固定資産の売却等による収入	242	124
外部出資による支出	△ 6,674	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,242	5,861
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 155	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 155	—
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額（減少額）	3,253	△ 2,440
VI 現金及び現金同等物の期首残高	9,023	12,277
VII 現金及び現金同等物の期末残高	12,277	9,836

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	1,153	1,448
剰余金処分数額	200	255
利益準備金	200	100
任意積立金	—	—
特別積立金	—	—
出資配当金	—	155
普通出資に対する配当金	—	155
事業分量配当金	—	—
次期繰越剰余金	953	1,193

(注) 1. 令和7年度の普通出資に対する配当率は年1.0%です。

重要な会計方針に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1 記載金額 百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 2 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 (1) 満期保有目的の債券 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)。 (2) その他有価証券 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 3年～20年 4 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 5 外貨建資産 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 6 引当金の計上方法 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の評価及び償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 相互援助積立金 相互援助積立金は、JAバンクの持続的・安定的経営に資するため、「大分県JAバンク支援制度」に基づき、所要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 7 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。	1 記載金額 百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 2 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 (1) 満期保有目的の債券 定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)。 (2) その他有価証券 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 3 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 3年～20年 4 無形固定資産の減価償却の方法 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 5 外貨建資産 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 6 引当金の計上方法 (1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の評価及び償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の累積期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 (2) 相互援助積立金 相互援助積立金は、JAバンクの持続的・安定的経営に資するため、「大分県JAバンク支援制度」に基づき、所要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 7 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

会計方針の変更に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。

表示方法の変更に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。

会計上の見積りに関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
会計上の見積りにより当年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 1 貸倒引当金 (1) 当年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 805百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「6 引当金の計上方法」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ウ 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 2 金融商品の時価 (1) 当年度に係る財務諸表に計上した額 「金融商品に関する事項」「2 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」「2 金融商品の時価等に関する事項」「(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。 ウ 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。	会計上の見積りにより当年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 1 貸倒引当金 (1) 当年度に係る財務諸表に計上した額 貸倒引当金 778百万円 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「6 引当金の計上方法」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債権者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 ウ 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 2 金融商品の時価 (1) 当年度に係る財務諸表に計上した額 「金融商品に関する事項」「2 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 ア 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「金融商品に関する事項」「2 金融商品の時価等に関する事項」「(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。 イ 主要な仮定 主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。 ウ 翌年度に係る財務諸表に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

貸借対照表に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)																				
1 有形固定資産の減価償却累計額は、38百万円であります。 2 為替決済、公金収納事務取扱等の担保として預け金65,041百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券205百万円を差し入れております。 3 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 4 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 5 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>13 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>806 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>97 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>917 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,191百万円であります。	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13 百万円	危険債権額	806 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	97 百万円	合計額	917 百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額は、85百万円であります。 2 為替決済、公金収納事務取扱等の担保として預け金65,041百万円、先物取引証拠金の代用として有価証券201百万円を差し入れております。 3 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 4 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 5 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>172 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>639 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>96 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>908 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 6 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、20,504百万円であります。	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	172 百万円	危険債権額	639 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	96 百万円	合計額	908 百万円
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	13 百万円																				
危険債権額	806 百万円																				
三月以上延滞債権額	－ 百万円																				
貸出条件緩和債権額	97 百万円																				
合計額	917 百万円																				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	172 百万円																				
危険債権額	639 百万円																				
三月以上延滞債権額	－ 百万円																				
貸出条件緩和債権額	96 百万円																				
合計額	908 百万円																				

損益計算書に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。

金融商品に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
1 金融商品に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当会は、大分県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。	1 金融商品に関する事項 (1) 金融商品に対する取組方針 当会は、大分県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 このほか、その他有価証券で保有する債券・株式の相場変動を相殺する目的で、債券先物取引・株価指数先物取引を行っております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、業務部のほかリスク管理室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会・経営管理委員会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。 市場リスクマネジメント要綱等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報はリスク管理室を通じ、リスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会へ定期的に報告しております。 (d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で4,732百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、県内系統資金の動向等を把握し、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先(及び個人)に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。 これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 このほか、その他有価証券で保有する債券・株式の相場変動を相殺する目的で、債券先物取引・株価指数先物取引を行っております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、業務部のほかリスク管理室により行われ、また、定期的に経営陣によるリスクマネジメント委員会や理事会・経営管理委員会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理室がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理室において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、金利の変動リスクを管理しております。 市場リスクマネジメント要綱等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的には、リスク管理室において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ごとにリスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会及びリスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報はリスク管理室を通じ、リスクマネジメント委員会及び理事会・経営管理委員会へ定期的に報告しております。 (d) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で3,589百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、県内系統資金の動向等を把握し、適時に資金管理を行うことにより、流動性リスクを管理しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合もあります。

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)				令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)			
2 金融商品の時価等に関する事項				2 金融商品の時価等に関する事項			
(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式は、次表には含めず(3)に記載しております。				(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式は、次表には含めず(3)に記載しております。			
(単位：百万円)				(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時 価	差 額		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	239,114	238,545	△568	預け金	216,705	215,974	△730
有価証券				有価証券			
満期保有目的	7,286	6,966	△319	満期保有目的	7,289	6,695	△593
その他有価証券	109,959	109,959	—	その他有価証券	104,229	104,229	—
貸出金	80,066	—	—	貸出金	77,274	—	—
貸倒引当金	△805	—	—	貸倒引当金	△778	—	—
貸倒引当金控除後	79,260	78,223	△1,037	貸倒引当金控除後	76,496	73,515	△2,981
資産計	435,620	433,695	△1,925	資産計	404,719	400,414	△4,305
貯 金	436,070	434,987	△1,083	貯 金	407,804	406,568	△1,236
借入金	3,900	3,881	△18	借入金	800	798	△1
負債計	439,970	438,869	△1,101	負債計	408,604	407,367	△1,237
(注)1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。				(注)1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。			
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。				2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。			
(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明				(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明			
【資産】				【資産】			
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利(Overnight Index Swap 以下 OIS という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。				a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利(Overnight Index Swap 以下 OIS という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。			
b 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。				b 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。			
c 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。				c 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。			

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)																																																																																																			
【負債】		【負債】																																																																																																			
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																																																			
b 借入金 借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。		b 借入金 借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																																																			
(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。		(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																																																																			
<table><tr><td></td><td>貸借対照表計上額</td></tr><tr><td>外部出資</td><td>27,600 百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>27,600 百万円</td></tr></table>			貸借対照表計上額	外部出資	27,600 百万円	合 計	27,600 百万円	<table><tr><td></td><td>貸借対照表計上額</td></tr><tr><td>外部出資</td><td>27,600 百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>27,600 百万円</td></tr></table>			貸借対照表計上額	外部出資	27,600 百万円	合 計	27,600 百万円																																																																																						
	貸借対照表計上額																																																																																																				
外部出資	27,600 百万円																																																																																																				
合 計	27,600 百万円																																																																																																				
	貸借対照表計上額																																																																																																				
外部出資	27,600 百万円																																																																																																				
合 計	27,600 百万円																																																																																																				
(注)1. 外部出資のうち非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。		(注)1. 外部出資のうち非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																																																																			
2. 外部出資のうち組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。		2. 外部出資のうち組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																																																																			
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額		(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																																																																			
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超 2年以内</td><td>2年超 3年以内</td><td>3年超 4年以内</td><td>4年超 5年以内</td><td>5年超</td></tr><tr><td>預け金</td><td>239,114百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>1,000百万円</td><td>— 百万円</td><td>6,300百万円</td></tr><tr><td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td><td>10,322百万円</td><td>7,576百万円</td><td>12,084百万円</td><td>12,050百万円</td><td>8,982百万円</td><td>55,875百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>23,230百万円</td><td>5,672百万円</td><td>7,157百万円</td><td>9,083百万円</td><td>4,269百万円</td><td>30,542百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>272,666百万円</td><td>13,248百万円</td><td>19,241百万円</td><td>21,134百万円</td><td>13,251百万円</td><td>86,418百万円</td></tr></table>			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	239,114百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	有価証券							満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	— 百万円	1,000百万円	— 百万円	6,300百万円	その他の有価証券のうち満期があるもの	10,322百万円	7,576百万円	12,084百万円	12,050百万円	8,982百万円	55,875百万円	貸出金	23,230百万円	5,672百万円	7,157百万円	9,083百万円	4,269百万円	30,542百万円	合計	272,666百万円	13,248百万円	19,241百万円	21,134百万円	13,251百万円	86,418百万円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超 2年以内</td><td>2年超 3年以内</td><td>3年超 4年以内</td><td>4年超 5年以内</td><td>5年超</td></tr><tr><td>預け金</td><td>216,705百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>— 百万円</td><td>— 百万円</td><td>1,000百万円</td><td>— 百万円</td><td>1,600百万円</td><td>4,700百万円</td></tr><tr><td>その他の有価証券のうち満期があるもの</td><td>5,930百万円</td><td>11,422百万円</td><td>11,775百万円</td><td>9,615百万円</td><td>10,344百万円</td><td>52,871百万円</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>13,260百万円</td><td>7,480百万円</td><td>9,629百万円</td><td>4,965百万円</td><td>10,230百万円</td><td>31,568百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>235,896百万円</td><td>18,903百万円</td><td>22,404百万円</td><td>14,581百万円</td><td>22,174百万円</td><td>89,139百万円</td></tr></table>			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	216,705百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	有価証券							満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	1,000百万円	— 百万円	1,600百万円	4,700百万円	その他の有価証券のうち満期があるもの	5,930百万円	11,422百万円	11,775百万円	9,615百万円	10,344百万円	52,871百万円	貸出金	13,260百万円	7,480百万円	9,629百万円	4,965百万円	10,230百万円	31,568百万円	合計	235,896百万円	18,903百万円	22,404百万円	14,581百万円	22,174百万円	89,139百万円
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																															
預け金	239,114百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円																																																																																															
有価証券																																																																																																					
満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	— 百万円	1,000百万円	— 百万円	6,300百万円																																																																																															
その他の有価証券のうち満期があるもの	10,322百万円	7,576百万円	12,084百万円	12,050百万円	8,982百万円	55,875百万円																																																																																															
貸出金	23,230百万円	5,672百万円	7,157百万円	9,083百万円	4,269百万円	30,542百万円																																																																																															
合計	272,666百万円	13,248百万円	19,241百万円	21,134百万円	13,251百万円	86,418百万円																																																																																															
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																															
預け金	216,705百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円																																																																																															
有価証券																																																																																																					
満期保有目的の債券	— 百万円	— 百万円	1,000百万円	— 百万円	1,600百万円	4,700百万円																																																																																															
その他の有価証券のうち満期があるもの	5,930百万円	11,422百万円	11,775百万円	9,615百万円	10,344百万円	52,871百万円																																																																																															
貸出金	13,260百万円	7,480百万円	9,629百万円	4,965百万円	10,230百万円	31,568百万円																																																																																															
合計	235,896百万円	18,903百万円	22,404百万円	14,581百万円	22,174百万円	89,139百万円																																																																																															
(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)825百万円については「1年以内」に含めております。		(注)1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型を除く)1,000百万円については「1年以内」に含めております。																																																																																																			
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等99百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。		2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等134百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。																																																																																																			
3. 貸出金のうち、特定調停による私的整理の債権11百万円があり、上記に含めておりません。		3. 貸出金のうち、特定調停による私的整理の債権5百万円があり、上記に含めておりません。																																																																																																			
(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額		(5) 借入金及び有利子負債の決算日後の返済予定額																																																																																																			
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超 2年以内</td><td>2年超 3年以内</td><td>3年超 4年以内</td><td>4年超 5年以内</td><td>5年超</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>436,006百万円</td><td>12百万円</td><td>0百万円</td><td>51百万円</td><td>—百万円</td><td>0百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>3,100百万円</td><td>800百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>439,106百万円</td><td>812百万円</td><td>0百万円</td><td>51百万円</td><td>—百万円</td><td>0百万円</td></tr></table>			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	436,006百万円	12百万円	0百万円	51百万円	—百万円	0百万円	借入金	3,100百万円	800百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円	合計	439,106百万円	812百万円	0百万円	51百万円	—百万円	0百万円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超 2年以内</td><td>2年超 3年以内</td><td>3年超 4年以内</td><td>4年超 5年以内</td><td>5年超</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>407,709百万円</td><td>0百万円</td><td>84百万円</td><td>0百万円</td><td>—百万円</td><td>10百万円</td></tr><tr><td>借入金</td><td>800百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td><td>—百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>408,509百万円</td><td>0百万円</td><td>84百万円</td><td>0百万円</td><td>—百万円</td><td>10百万円</td></tr></table>			1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯 金	407,709百万円	0百万円	84百万円	0百万円	—百万円	10百万円	借入金	800百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円	合計	408,509百万円	0百万円	84百万円	0百万円	—百万円	10百万円																																										
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																															
貯 金	436,006百万円	12百万円	0百万円	51百万円	—百万円	0百万円																																																																																															
借入金	3,100百万円	800百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円																																																																																															
合計	439,106百万円	812百万円	0百万円	51百万円	—百万円	0百万円																																																																																															
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																															
貯 金	407,709百万円	0百万円	84百万円	0百万円	—百万円	10百万円																																																																																															
借入金	800百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円	—百万円																																																																																															
合計	408,509百万円	0百万円	84百万円	0百万円	—百万円	10百万円																																																																																															
(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。		(注)1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																																																																			

有価証券に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)					令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)				
1 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項					1 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項				
(1) 売買目的有価証券 売買目的有価証券はありません。					(1) 売買目的有価証券 売買目的有価証券はありません。				
(2) 満期保有目的有価証券 満期保有目的有価証券について、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。					(2) 満期保有目的有価証券 満期保有目的有価証券について、種類毎の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種類	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
	社債	－百万円	－百万円	－百万円		社債	－百万円	－百万円	－百万円
	地方債	－百万円	－百万円	－百万円		地方債	－百万円	－百万円	－百万円
	その他	－百万円	－百万円	－百万円		その他	－百万円	－百万円	－百万円
	小計	－百万円	－百万円	－百万円		小計	－百万円	－百万円	－百万円
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	1,199百万円	1,140百万円	△59百万円	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	1,199百万円	1,087百万円	△112百万円
	社債	4,586百万円	4,354百万円	△232百万円		社債	4,589百万円	4,153百万円	△435百万円
	その他	1,500百万円	1,472百万円	△27百万円		その他	1,500百万円	1,454百万円	△45百万円
	小計	7,286百万円	6,966百万円	△319百万円		小計	7,289百万円	6,695百万円	△593百万円
合計		7,286百万円	6,966百万円	△ 319百万円	合計		7,289百万円	6,695百万円	△593百万円

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)					令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)				
(3) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。					(3) その他有価証券 その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額	貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
	株式	627百万円	1,558百万円	930百万円		株式	664百万円	1,944百万円	1,280百万円
	債券	21,482百万円	22,252百万円	770百万円		債券	12,203百万円	12,857百万円	654百万円
	国債	3,529百万円	3,568百万円	38百万円		国債	2,514百万円	2,524百万円	9百万円
	地方債	2,699百万円	2,714百万円	14百万円		地方債	－百万円	－百万円	－百万円
	社債	6,605百万円	6,634百万円	29百万円		社債	1,000百万円	1,000百万円	0百万円
	その他	8,647百万円	9,335百万円	687百万円		その他	8,689百万円	9,332百万円	643百万円
	その他	3,416百万円	4,320百万円	904百万円		その他	7,651百万円	9,396百万円	1,745百万円
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小計	25,526百万円	28,131百万円	2,605百万円	貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	小計	20,518百万円	24,199百万円	3,680百万円
	株式	112百万円	101百万円	△11百万円		株式	270百万円	235百万円	△35百万円
	債券	77,069百万円	74,031百万円	△3,038百万円		債券	78,465百万円	74,080百万円	△4,384百万円
	国債	15,823百万円	15,284百万円	△538百万円		国債	21,348百万円	20,480百万円	△868百万円
	地方債	3,497百万円	3,365百万円	△132百万円		地方債	5,197百万円	4,866百万円	△331百万円
	社債	32,108百万円	30,636百万円	△1,471百万円		社債	30,822百万円	28,831百万円	△1,991百万円
	その他	25,639百万円	24,744百万円	△895百万円		その他	21,096百万円	19,903百万円	△1,193百万円
	その他	8,645百万円	7,694百万円	△951百万円		その他	6,514百万円	5,713百万円	△800百万円
合計	小計	85,827百万円	81,827百万円	△4,000百万円	合計	小計	85,250百万円	80,030百万円	△5,220百万円
		111,354百万円	109,959百万円	△1,395百万円			105,769百万円	104,229百万円	△1,540百万円
(注)1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。					(注)1. 上記差額合計が、「その他有価証券評価差額金」です。				
2 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。					2 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。				
3 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。					3 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。				
	売却額	売却益	売却損			売却額	売却益	売却損	
株 式	541百万円	290百万円	6百万円		株 式	707百万円	226百万円	20百万円	
債 券	32,337百万円	1,554百万円	1,319百万円		債 券	26,185百万円	762百万円	1,152百万円	
その他	3,328百万円	178百万円	30百万円		その他	3,885百万円	525百万円	134百万円	
合 計	36,206百万円	2,022百万円	1,357百万円		合 計	30,778百万円	1,514百万円	1,307百万円	

退職給付に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
1 退職給付 (1) 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 (2) 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 427百万円 退職給付費用 39百万円 退職給付の支払額 △19百万円 期末における退職給付引当金 447百万円 b 退職給付債務 非積立型制度の退職給付債務 447百万円 c 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 39百万円		1 退職給付 (1) 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。退職給付一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 (2) 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金 447百万円 退職給付費用 48百万円 退職給付の支払額 △31百万円 期末における退職給付引当金 464百万円 b 退職給付債務 非積立型制度の退職給付債務 464百万円 c 退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用 48百万円	
2 特例業務負担金 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。 また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、58百万円となっております。		2 特例業務負担金 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8百万円となっております。 また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、49百万円となっております。	

税効果会計に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産		繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	881 百万円	税務上の繰越欠損金	761 百万円
貸倒引当金繰入超過額	163 百万円	貸倒引当金繰入超過額	152 百万円
賞与引当金繰入超過額	7 百万円	賞与引当金繰入超過額	7 百万円
退職給付引当金繰入超過額	123 百万円	退職給付引当金繰入超過額	131 百万円
相互援助積立金超過額	342 百万円	相互援助積立金超過額	360 百万円
未払奨励金	45 百万円	未払奨励金	42 百万円
有価証券所有税償却額	0 百万円	有価証券所有税償却額	33 百万円
有価証券評価差額金	418 百万円	有価証券評価差額金	436 百万円
その他	10 百万円	その他	12 百万円
繰延税金資産小計	1,992 百万円	繰延税金資産小計	1,938 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*1)	△794 百万円	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*1)	△605 百万円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△651 百万円	将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△712 百万円
有価証券評価差額金に係る評価性引当額	△418 百万円	有価証券評価差額金に係る評価性引当額	△436 百万円
評価性引当額小計	△1,863 百万円	評価性引当額小計	△1,754 百万円
繰延税金資産合計(A)	129 百万円	繰延税金資産合計(A)	183 百万円
繰延税金負債		繰延税金負債	
未収奨励金	△36 百万円	未収奨励金	△36 百万円
その他	△0 百万円	その他	△0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△36 百万円	繰延税金負債合計(B)	△36 百万円
繰延税金資産の純額(A+B)	92 百万円	繰延税金資産の純額(A+B)	146 百万円
(*1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額		(*1)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額	

キャッシュ・フロー計算書に関する事項

令和6年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		令和7年度 (自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)	
1 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。		1 キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	

財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関連諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

大分県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 後 藤 文 生

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	1,490	1,304	△ 185
役務取引等収支	61	57	△ 4
その他事業収支	△ 5	△ 385	△ 379
事業粗利益	1,546	976	△ 569
(事業粗利益率)	(0.34)	(0.23)	△ 0.11

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
事業純益	287	△ 227	△ 515
実質事業純益	287	△ 227	△ 515
コア事業純益	301	161	△ 140
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	427	8	△ 418

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	459,651	3,840	0.84	432,752	4,635	1.07
うち預け金	262,846	1,614	0.61	238,748	2,043	0.86
うち有価証券	124,920	1,683	1.35	118,092	1,871	1.58
うち貸出金	71,104	538	0.76	75,911	720	0.95
資金調達勘定	458,254	2,350	0.52	434,324	3,330	0.77
うち貯金・定積	453,207	2,349	0.52	431,925	3,329	0.77
うち借入金	5,046	—	—	2,398	—	—
総資金利ざや	—	—	0.04	—	—	0.02

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	195	794
うち預け金	274	428
うち有価証券	△ 29	187
うち貸出金	△ 50	182
支払利息	166	980
うち貯金・定積	166	980
差 引	29	△ 185

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	16,673 (3.7)	32,600 (7.5)	15,927
定期性貯金	436,387 (96.3)	399,184 (92.4)	△ 37,202
その他の貯金	147 (0.0)	140 (0.0)	△ 6
小 計	453,207 (100.0)	431,925 (100.0)	△ 21,282
譲渡性貯金	—	—	—
合 計	453,207 (100.0)	431,925 (100.0)	△ 21,282

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	422,712 (100.0)	358,304 (100.0)	△ 64,408
うち固定金利定期	422,712 (100.0)	358,304 (100.0)	△ 64,408
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	910	1,163	252
証書貸付	66,719	69,836	3,117
当座貸越	3,474	4,911	1,436
割引手形	—	—	—
合 計	71,104	75,911	4,806

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	72,717 (90.8)	67,733 (87.7)	△ 4,983
変動金利貸出	7,348 (9.2)	9,541 (12.3)	2,192
合 計	80,066 (100.0)	77,274 (100.0)	△ 2,791

(注) ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	8,395	2,209	△ 6,185
有価証券	769	724	△ 44
動産	—	—	—
不動産	1,043	1,507	463
その他担保物	290	386	96
小 計	10,498	4,828	△ 5,669
農業信用基金協会保証	168	153	△ 15
その他保証	2,147	46	△ 2,101
小 計	2,316	199	△ 2,116
信用	67,251	72,246	4,995
合 計	80,066	77,274	△ 2,791

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	77	89	11
その他担保物	—	—	—
小 計	77	89	11
信用	272	235	△ 37
合 計	350	324	△ 25

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設備資金	4,172 (5.2)	4,244 (5.5)	71
運転資金	75,893 (94.8)	73,030 (94.5)	△ 2,862
合 計	80,066 (100.0)	77,274 (100.0)	△ 2,791

(注) ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,623 (3.3)	2,496 (3.2)	△ 127
林 業	—	—	—
水産業	—	—	—
製造業	1,692 (2.1)	2,471 (3.2)	779
鉱 業	—	—	—
建設業	457 (0.6)	373 (0.5)	△ 84
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
運輸・通信業	801 (1.0)	914 (1.2)	113
卸売・小売・飲食業	2,740 (3.4)	3,792 (4.9)	1,052
金融・保険業	31,155 (38.9)	33,520 (43.4)	2,365
不動産業	4,669 (5.8)	5,132 (6.6)	463
サービス業	14,281 (17.8)	7,751 (10.0)	△ 6,529
地方公共団体	21,643 (27.0)	20,790 (26.9)	△ 853
その他	2 (0.0)	32 (0.0)	30
合 計	80,066 (100.0)	77,274 (100.0)	△ 2,791

(注) ()内は構成比です。

主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	2,625	2,688	63
穀作	204	183	△ 21
野菜・園芸	981	1,013	32
果樹・樹園農業	52	52	—
工芸作物	309	299	△ 10
養豚・肉牛・酪農	883	729	△ 153
養鶏・養卵	192	215	22
養蚕	—	—	—
その他農業	2	195	193
農業関連団体等	4,384	4,201	△ 182
合 計	7,009	6,890	△ 119

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	5,696	5,617	△ 78
農業制度資金	1,313	1,273	△ 40
農業近代化資金	1,297	1,256	△ 40
その他制度資金	16	16	0
合 計	7,009	6,890	△ 119

(注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、

③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,260	3,190	△ 70
その他	0	0	0
合 計	3,260	3,190	△ 70

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	13	—	1	12	13
	令和7年度	172	2	78	91	172
危 険 債 権	令和6年度	806	82	77	645	806
	令和7年度	639	82	—	556	639
要管理債権	令和6年度	97	—	46	—	46
	令和7年度	96	—	45	—	45
三月以上延滞債権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和6年度	97	—	46	—	46
	令和7年度	96	—	45	—	45
小 計	令和6年度	917	82	124	658	865
	令和7年度	908	85	123	647	857
正 常 債 権	令和6年度	79,604				
	令和7年度	76,835				
合 計	令和6年度	80,522				
	令和7年度	77,743				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1～5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	161	147	—	161	147	147	130	—	147	130
個別貸倒引当金	697	658	—	697	658	658	647	—	658	647
合 計	858	805	—	858	805	805	778	—	805	778

貸出金償却の額

該当する取引はありません。

有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	29,049	23,353	△ 5,695
地方債	6,977	6,522	△ 455
金融債	190	496	306
社債	36,907	39,734	2,827
株式	745	873	127
外国証券	38,632	33,429	△ 5,203
その他の証券	12,417	13,679	1,261
合 計	124,921	118,088	△ 6,832

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国債	1,003	2,048	1,012	1,372	8,402	5,014	—	18,852
地方債	503	1,210	1,500	185	3,219	661	—	7,279
金融債	—	—	—	—	474	—	—	474
社債	1,913	5,579	4,325	7,117	6,385	2,209	—	27,532
株式	—	—	—	—	—	—	1,659	1,659
外国証券	2,300	7,967	12,685	2,734	5,576	3,842	—	35,105
その他の証券	1,022	1,778	2,228	1,487	1,038	—	4,093	11,649
令和7年度								
国債	2,018	505	8,237	5,804	6,195	241	—	23,004
地方債	—	1,681	—	859	3,524	—	—	6,066
金融債	—	—	—	—	448	—	—	448
社債	1,494	6,722	5,884	6,512	13,409	397	—	34,421
株式	—	—	—	—	—	—	2,180	2,180
外国証券	799	12,693	4,519	5,687	3,346	3,240	—	30,287
その他の証券	1,630	3,298	2,900	2,015	1,179	—	4,085	15,110

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券 該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差 額	貸借対照表 計上額	時価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	7,286	6,964	△ 319	7,289	6,695	△ 593
	地方債	1,199	1,140	△ 59	1,199	1,087	△ 112
	社債	4,586	4,352	△ 232	4,589	4,153	△ 435
	その他	1,500	1,472	△ 27	1,500	1,454	△ 45
	小 計	7,286	6,964	△ 319	7,289	6,695	△ 593
合 計		7,286	6,964	△ 319	7,289	6,695	△ 593

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,558	627	930	1,944	664	1,280
	債券	12,916	12,834	82	3,524	3,514	10
	国債	3,568	3,529	38	2,524	2,514	9
	地方債	2,714	2,699	14	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	6,634	6,605	29	1,000	1,000	0
	その他	13,656	12,064	1,592	18,729	16,340	2,389
	外国証券	9,335	8,647	687	9,332	8,689	643
	その他の証券	4,320	3,416	904	9,396	7,651	1,745
	小 計	28,131	25,526	2,605	24,199	20,518	3,680
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	101	112	△ 11	235	270	△ 35
	債券	49,287	51,429	△ 2,142	54,177	57,368	△ 3,190
	国債	15,284	15,823	△ 538	20,480	21,348	△ 868
	地方債	3,365	3,497	△ 132	4,866	5,197	△ 331
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	30,636	32,108	△ 1,471	28,831	30,822	△ 1,991
	その他	32,439	34,285	△ 1,846	25,616	27,611	△ 1,994
	外国証券	24,744	25,639	△ 895	19,454	20,599	△ 1,144
	その他の証券	7,694	8,645	△ 951	6,161	7,011	△ 849
合 計		109,959	111,354	△ 1,395	104,229	105,769	△ 1,540

(注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

a. 金利関連取引

該当する取引はありません。

b. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

c. 株式関連取引

該当する取引はありません。

d. 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	0.07	△ 0.08
純資産経常利益率	2.93	1.36	△ 1.57
総資産当期純利益率	0.17	0.11	△ 0.06
純資産当期純利益率	3.40	1.97	△ 1.43

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	18.36	18.95	0.59
	期中平均	15.69	17.58	1.89
貯 証 率	期 末	26.89	27.35	0.46
	期中平均	27.56	27.34	△ 0.22

- (注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

資料編Ⅱ

INDEX

自己資本の充実の状況

■自己資本の状況	49
自己資本比率の状況	
経営の健全性の確保と自己資本の充実	
自己資本の構成	
自己資本の充実度に関する事項	
■信用リスクに関する事項	52
リスク管理の方針及び手続の概要	
標準的手法に関する事項	
信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
業種別の貸出金償却の額	
信用リスク・アセット残高内訳表	
ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	
資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表	
■信用リスク削減手法に関する事項	57
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
■派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	58
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
■証券化エクスポージャーに関する事項	59
■CVAリスクに関する事項	59
CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要	
CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要	
■マーケット・リスクに関する事項	59
■オペレーショナル・リスクに関する事項	59
リスク管理の方針及び手続の概要	
B I の算出方法	
I L M の算出方法	
オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無	
オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無	
■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	60
出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	
出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）	
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）	
■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	61
■金利リスクに関する事項	61
リスク管理の方針及び手続の概要	
金利リスクの算定手法の概要	
△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項	

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

信連経営3カ年計画（2025年度～2027年度）に基づき、内部留保に努めるとともに、経営の合理化、効率化等に取り組んだ結果、2026年3月末における自己資本比率は、14.90%（前年度14.37%）となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

○普通出資金	項 目	内 容
	発行主体	大分県信用農業協同組合連合会
	資本調達手段の種類	普通出資
	コア資本にかかる基礎項目に算入した額	155億円（前年度155億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

（単位：百万円）

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	25,177	25,517
うち、出資金及び資本準備金の額	15,504	15,504
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	9,673	10,168
うち、外部流出予定額(△)	—	155
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,384	1,400
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	1,384	1,400
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	26,561	26,918
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	36	52
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	36	52
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	26,525	26,865
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	180,063	175,645
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,437	4,647
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	184,501	180,292
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.37%	14.90%

- （注）1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	208	—	—	176	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,395	—	—	23,912	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,120	—	—	5,077	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	29,090	—	—	27,241	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,003	200	8	1,003	200	8
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,404	240	9	1,502	150	6
我が国の政府関係機関向け	2,505	250	10	1,503	150	6
地方三公社向け	743	48	1	567	10	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	274,750	55,683	2,227	244,697	51,022	2,040
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	7,109	2,032	81	7,111	1,983	79
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	82,292	43,169	1,726	78,279	40,546	1,621
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	8,071	5,510	220	8,344	5,799	231
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	480	451	18	1,053	988	39
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	81	92	3	307	433	17
（うち事業用不動産関連向け）	398	358	14	745	554	22
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	792	118	4	756	159	6
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	8	1	0	30	6	0
信用保証協会等による保証付	215	21	0	199	19	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,784	2,784	111	2,979	3,873	154
上記以外	27,464	65,842	2,633	27,543	65,954	2,638
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャー）	25,556	63,890	2,555	25,556	63,890	2,555
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー）	28	72	2	51	127	5
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,879	1,879	75	1,936	1,936	77
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	12,062	5,740	229	14,165	6,763	270
（うちルックスルー方式）	12,062	5,740	229	14,165	6,763	270
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつ たものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を運用するエクスポージャー計	468,396	180,063	7,202	439,034	175,645	7,025
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	—	—	—	—	—	—
中央清算期間関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	468,396	180,063	7,202	439,034	175,645	7,025

オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	4,437	177	4,647	185
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	184,501	7,380	180,292	7,211

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,437	4,647
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	177	185
B I	2,958	3,098
B I C	355	371

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会におけるリスク管理とは、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを当会として許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行うこと」であり、そうした取組みによって「当会経営の安定性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持すること」を目的としています。

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクであり、当会が対象とする信用リスクの範囲は、オンバランス・オフバランス・資産・負債を含めたバランスシート全体としています。

当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測及び報告をするための態勢として、信用リスクマネジメントの基本的考え方・体制・手法等を明定した「信用リスクマネジメント要綱」を制定し適切な管理に努めています。

また、常勤役員及び各部長等で構成するリスクマネジメント委員会を原則として四半期ごと(必要に応じて随時)に開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針等について協議・検討しています。

標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

- a. リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

- b. リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポージャー
国 内	401,668	59,981	72,044	—	792	372,742	57,537	67,501	—	756
国 外	23,686	—	23,686	—	—	22,334	—	22,334	—	—
地域別残高計	425,355	59,981	95,730	—	792	395,077	57,537	89,835	—	756
法 人	農業	2,249	2,249	—	126	2,108	2,108	—	—	126
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	11,369	1,692	9,308	—	10,330	2,474	7,305	—	5
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	9,519	5,095	4,383	—	8,746	5,251	3,383	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	7,686	—	7,686	—	8,194	—	8,194	—	—
	運輸・通信業	5,317	802	4,411	—	4,793	915	3,809	—	—
	金融・保険業	282,684	10,668	32,758	—	255,470	12,240	26,145	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	21,129	17,065	3,909	—	17,266	12,731	4,410	—	620
	日本国政府・ 地方公共団体	48,486	21,671	26,814	—	51,153	20,826	30,326	—	—
	上記以外	34,061	2	6,457	—	33,893	32	6,260	—	—
個 人	732	732	—	—	3	955	955	—	—	4
その他	2,117	—	—	—	—	2,164	0	—	—	—
業種別残高計	425,355	59,981	95,730	—	792	395,077	57,537	89,835	—	756
1年以下	265,549	17,540	8,832	—	—	230,878	10,086	3,817	—	—
1年超3年以下	17,110	4,352	12,758	—	—	25,421	8,195	17,226	—	—
3年超5年以下	23,651	6,946	16,704	—	—	24,109	6,017	18,091	—	—
5年超7年以下	18,690	9,189	9,501	—	—	27,362	9,893	17,469	—	—
7年超10年以下	49,796	14,515	35,280	—	—	45,274	16,464	28,809	—	—
10年超	19,968	7,315	12,652	—	—	11,153	6,731	4,421	—	—
期限の定めのないもの	30,587	121	—	—	—	30,878	148	—	—	—
残存期間別残高計	425,355	59,981	95,730	—	—	395,077	57,537	89,835	—	—
平均残高計	441,081	53,962	92,450	—	—	416,861	57,394	88,402	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	161	147	—	161	147	147	130	—	147	130
個別貸倒引当金	697	658	—	697	658	658	647	—	658	647

b. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度					令和7年度				
		個別貸倒引当金					個別貸倒引当金				
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他				目的使用	その他	
法人	農業	75	103	—	75	103	103	126	—	103	126
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	5	5	—	5	5	5	5	—	5	5
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	612	546	—	612	546	546	511	—	546	511
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		3	3	—	3	3	3	4	—	3	4
業種別計		697	658	—	697	658	658	647	—	658	647

(注) 1. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。
 2. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

業種別の貸出金償却の額

該当する取引はありません。

信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度							令和7年度						
		CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F=E/(C+D)		CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後		リスク・ ウェイトの 加重平均値	F=E/(C+D)	
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目				オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			
		A	B	C	D				A	B	C	D			
現金	0	208	—	208	—	—	—	—	176	—	176	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	19,395	—	19,395	—	—	—	—	23,912	—	23,912	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	4,120	—	4,120	—	—	—	—	5,077	—	5,077	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	29,090	—	29,090	—	—	—	—	27,241	—	27,241	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	1,003	—	1,003	—	200	20	1,003	—	1,003	—	200	20	20	20
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	2,404	—	2,404	—	240	10	1,502	—	1,502	—	150	10	10	10
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,505	—	2,505	—	250	10	1,503	—	1,503	—	150	10	10	10
地方三公社向け	20	743	—	743	—	48	7	567	—	554	—	10	2	2	2
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	274,734	16	273,970	16	55,683	20	243,612	10,736	243,308	1,084	51,022	21	21	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	7,109	—	7,109	—	2,032	29	7,111	—	7,111	—	1,983	28	28	28
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	82,275	16	82,227	16	43,169	52	78,193	765	78,011	85	40,546	52	52	52
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	7,760	311	7,028	310	5,510	75	8,016	342	7,341	301	5,799	76	76	76
（うちトラザクター向け）	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	20~150	480	—	480	—	451	94	1,053	—	1,053	—	988	94	94	94
（うち自己居住用不動産向け）	20~75	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	81	—	81	—	92	114	307	—	307	—	433	141	141	141

(うち事業用不動産関連向け)	70~150	398	-	398	-	358	90	745	-	745	-	554	74
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	132	5	132	1	118	88	132	5	132	2	159	119
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	8	-	8	-	1	20	30	-	30	-	6	20
信用保証協会等による保証付	0~10	215	-	215	-	21	10	199	-	199	-	19	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	2,784	-	2,784	-	2,784	100	2,979	-	2,979	-	3,873	130
上記以外	100~1250	27,464	-	27,464	-	65,842	240	27,543	-	27,543	-	65,954	239
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	25,556	-	25,556	-	63,890	250	25,556	-	25,556	-	63,890	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	28	-	28	-	72	250	51	-	51	-	127	249
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,879	-	1,879	-	1,879	100	1,936	-	1,936	-	1,936	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	12,062	-	12,062	-	5,740	48	14,165	-	14,165	-	6,763	48
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	-	-	-	-	-	180,063	-	-	-	-	-	175,645	-

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度									
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）									
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	19,395	-	-	-	-	-	19,395			
外国の中央政府及び中央銀行向け	4,120	-	-	-	-	-	4,120			
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-			
我が国の地方公共団体向け	29,090	-	-	-	-	-	29,090			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	1,003	-	-	-	1,003			
地方公共団体金融機構向け	-	2,404	-	-	-	-	2,404			
我が国の政府関係機関向け	-	2,505	-	-	-	-	2,505			
地方三公社向け	500	-	243	-	-	-	743			
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	243,643	22,826	16	200	-	-	-	7,300	273,987	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,000	6,108	-	-	-	-	-	-	7,109	
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	16,725	39,248	3,208	5,514	-	8,412	-	-	9,134	82,244

(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	2,784	—	—	—	2,784	—	—	—	—	—	—
	45%	75%	100%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	60	636	6,642	7,339	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	25%	30%	31%	35%	38%	40%	50%	63%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	44%	45%	56%	60%	75%	94%	105%	150%	その他	合計	—
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	65	15	—	81	—
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	199	—	199	—	—	—	398	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	82	—	51	0	134	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—
現金	208	—	—	—	0	208	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	8	—	0	8	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	215	—	—	0	215	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
項 目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,912	—	—	—	—	—	23,912	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	5,077	—	—	—	—	—	5,077	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	27,241	—	—	—	—	—	27,241	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	1,003	—	—	—	1,003	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,502	—	—	—	—	1,502	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	1,503	—	—	—	—	1,503	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	500	—	54	—	—	—	554	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	221,442	20,666	1,084	200	—	—	—	1,000	244,393	—	—	—	—
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	1,504	5,607	—	—	—	—	—	0	7,111	—	—	—	—
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	15,025	29,873	3,284	4,010	—	7,262	2,506	—	4,170	66,132	—	—	—
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	2,979	—	—	—	2,979	—	—	—	—	—	—
	45%	75%	100%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	66	628	6,948	7,643	—	—	—	—	—	—	—	—
(うちトランザクター向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	20%	25%	30%	31%	35%	38%	40%	50%	63%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	30%	35%	44%	45%	56%	60%	75%	94%	105%	150%	その他	合計	—
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	62	245	0	307	—
	70%	90%	110%	112.5%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	644	40	61	—	—	0	745	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	82	51	0	134	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	—	—	—	—	—	—	—
現金	176	—	—	—	—	—	176	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	30	—	—	—	30	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	199	—	—	—	—	199	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円、％）

リスク・ウェイト 区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減 効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および 与信相当額の合計額 （CCF・信用リスク削減 効果適用後）
	オン・バランス	オフ・バランス			オン・バランス	オフ・バランス		
	資産項目	資産項目			資産項目	資産項目		
40%未満	356,093	—	—	355,308	328,607	—	—	323,188
40%～70%	43,298	22	100%	43,257	37,840	10,737	10%	33,105
75%	3,222	46	98%	3,268	3,938	39	100%	3,350
80%	5,514	—	—	5,514	5,013	—	—	4,010
85%	6,064	234	100%	5,650	6,366	273	85%	5,963
90%～100%	10,054	47	100%	10,051	8,031	798	15%	8,013
105%～130%	764	—	—	764	2,128	—	—	2,630
150%	67	—	—	67	296	—	—	296
250%	2,784	—	—	2,784	2,979	—	—	2,979
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	100%	—	—	—	100%	—
合計	427,864	351	100%	426,667	395,203	11,850	12%	383,538

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	500	—	—	500	—
金融機関、 第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,300	500	—	1,000	500	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	4,712	—	—	4,718	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	961	—	—	923	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャー に係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	8,261	5,713	—	1,923	5,718	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)にかかる取引です。

当会は派生商品取引に関し、毎年度はじめに策定する「余裕金運用方針」にて、総体のリスク量の圧縮を図るためヘッジ目的で運用することとしています。また、派生商品取引のポジション限度枠及びロスカット額を「先物・オプション取引運用基準」で定め適切にリスク管理を行っています。

また、日々評価損益のモニタリング(投資信託等のファンドにおける派生商品を除く)を行い、価格変動等による損失を被るリスクの把握に努めています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引ですが、当会は取引を行っていません。

a. 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

該当する取引はありません。

b. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

c. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出します。

以下の1から3以外の者を取引相手方とする派生商品取引（CVAカバー取引）が対象となります。

1. 適格中央清算機関
2. 当会が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合に、次に掲げる要件を全て満たす取引にかかる直接清算参加者
 - (1) 当会のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合の当会の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関または直接清算参加者が講じていること。
 - a 直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合
 - b 他の間接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合
 - (2) 直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合に、当会が追加的負担を負うことなく、当該トレード・エクスポージャーに関する契約を他の直接清算参加者または適格中央清算機関が継続または承継する枠組みがあること
3. 資金清算機関等

CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行います。

マーケット・リスクに関する事項

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の遂行に伴って受動的に発生するリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを「リスクの発生そのものが統制活動の対象となるリスク」と「リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスク」に大別して管理しています。

また、経営に重大な影響を及ぼす可能性がある場合は、リスクマネジメント委員会で対応を検討・協議のうえ理事会に報告します。

BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

a. 有価証券勘定の株式

株式の保有については、ALM委員会及びリスクマネジメント委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、「余裕金運用方針・規程」に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

b. 外部出資勘定の出資

外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	1,659	1,659	2,180	2,180
非 上 場	27,600	27,600	27,600	27,600
合 計	29,259	29,259	29,781	29,781

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
290	6	—	226	20	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 （保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
930	11	1,280	35

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	12,062	14,165
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下の通りです。

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスクマネジメント委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨毎に異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.0年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEの前事業年度末からの変動要因は、貯金の減少により金利リスク削減効果は低下したものの、有価証券、預け金の金利リスク量が減少したこと等によるものです。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,250	8,270	1,091	851
2	下方パラレルシフト	－	－	－	－
3	スティープ化	3,725	5,810		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	254	1,110		
7	最大値	6,250	8,270	1,091	851
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,865		26,525	

（注）・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

- ・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	44	6

(注1)対象役員は、経営管理委員7名、理事3名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(構成：当会の会員JA代表から選出された委員3人、学識経験者3人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、常勤役員退職慰労金規程に基づいて、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額を算定し、総会で常勤理事及び常任監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、常勤理事については理事会、常任監事については監事の協議により決定した額を支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注2)以上の報酬等を受ける者(注3)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はありません。

(注1)対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2)「同等額」は、令和7年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3)令和7年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 概況及び組織に関する事項

- 1. 業務の運営の組織…………… 23
- 2. 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名…………… 23
- 3. 事務所の名称及び所在地…………… 24
- 4. 特定信用事業代理業者に関する事項…………… 24

II. 主要な業務の内容

- 1. 主要な業務の内容…………… 19～22

III. 主要な業務に関する事項

- 1. 直近の事業年度における事業の概況…………… 11
- 2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況…………… 12～13
- 3. 直近の2事業年度における事業の状況
 - (1) 主要な業務の状況を示す指標
 - ① 事業粗利益及び事業粗利益率…………… 40
 - ② 資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 …… 40
 - ③ 事業純益、実質事業純益、コア事業純益、
コア事業純益(投資信託解除損益を除く)…………… 40
 - ④ 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、
利回り及び総資金利ざや…………… 40
 - ⑤ 受取利息及び支払利息の増減…………… 40
 - ⑥ 総資産経常利益率及び純資産経常利益率…………… 47
 - ⑦ 総資産当期純利益率及び純資産当期純利益率…………… 47
 - (2) 貯金に関する指標
 - ① 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金、
その他の貯金の平均残高…………… 41
 - ② 固定金利定期貯金及び変動金利定期貯金の残高 …… 41
 - (3) 貸出金等に関する指標
 - ① 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 41
 - ② 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 41
 - ③ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 …… 42
 - ④ 使途別の貸出金残高…………… 42
 - ⑤ 業種別の貸出金残高及び
当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合…………… 42
 - ⑥ 主要な農業関係の貸出金残高…………… 43
 - ⑦ 貯貸率の期末値及び期中平均値…………… 47
 - (4) 有価証券に関する指標
 - ① 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 45
 - ② 有価証券の種類別の平均残高…………… 45
 - ③ 有価証券の種類別の残存期間別の残高…………… 45
 - ④ 貯証率の期末値及び期中平均値…………… 47

IV. 業務の運営に関する事項

- 1. リスク管理の体制…………… 8
- 2. 法令遵守の体制…………… 4～8
- 3. 中小企業の経営の改善及び
地域の活性化のための取り組みの状況…………… 16
- 4. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 5

V. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- 1. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 …… 28～30
- 2. 貸出金にかかる額及びその合計額
 - (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる貸出金 …… 44
 - (2) 危険債権に該当する貸出金 …… 44
 - (3) 要管理債権(三月以上延滞・
貸出条件緩和債権)に該当する貸出金 …… 44
- 3. 元本補填契約のある信託にかかる農協法に
基づく開示債権の状況…………… 44
- 4. 自己資本の充実の状況…………… 48
- 5. 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (1) 有価証券 …… 46
 - (2) 金銭の信託 …… 46
 - (3) デリバティブ取引 …… 46
 - (4) 金融等デリバティブ取引 …… 46
 - (5) 有価証券関連店頭デリバティブ取引 …… 46
- 6. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 54
- 7. 貸出金償却の額…………… 54

VI. その他重要な事項

- 1. 役員等の報酬体系…………… 63



大分県信用農業協同組合連合会

〒870-0846 大分市花園三丁目2番17号
 TEL 097-547-8510 FAX 097-546-2600
 URL <https://www.jabank-oita.or.jp/sinren/>



JAバンク 大分
 JA/JA大分信連

JAバンク大分

検索